

令和2年陸別町議会9月定例会会議録（第4号）

招集の場所	陸別町役場議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年9月16日	午前10時00分	議長	本田 学	
	閉会	令和2年9月16日	午後4時13分	議長	本田 学	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員  凡例 ○ 出席を示す ▲ 欠席を示す × 不応招を示す  ▲○ 公務欠席を示す	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	出席 7人	1	中村佳代子	○		
	欠席 0人	2	三輪隼平	○		
		3	久保広幸	○		
		4	谷 郁 司	○		
		6	多胡裕司	○		
		7	渡辺三義	○		
		8	本田 学	○		
会議録署名議員	渡辺三義		中村佳代子			
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長 庄野勝政			主任主査 竹島美登里		
法第121条の規定 により出席した者の 職氏名	町 長	野尻秀隆	教育長	有田勝彦		
	監査委員	飯尾清	農業委員長（議員兼職）	多胡裕司		
町長の委任を受けて 出席した者の職氏名	副 町 長	早坂政志	会計管理者	（棟方勝則）		
	総務課長	副島俊樹	町民会長	棟方勝則		
	産業進行	今村保広	保健福祉センター次長	丹野景広		
	建設課長	清水光明	国保関診療所事務長	（丹野景広）		
	総務課参事	高橋直人	総務課主幹	菅原靖志		
教育長の委任を受けて 出席した者の職氏名	教委次長	空井猛壽				
農業委員会会長の委任を 受けて出席した者の職氏名	農委事務局長	瀧口和雄				
選挙管理委員会委員長の 委任を受けて出席した 者の職氏名						
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					

会 議 の 経 過	別紙のとおり
-----------	--------

◎議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3	意見書案第3号	林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
4	意見書案第4号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
5	意見書案第5号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について
6		委員会の閉会中の継続調査について

◎会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎諸般の報告

---

○議長（本田 学君） これから、諸般の報告を行います。

議会関係諸般の報告については、諸般報告つづりのとおりでありますので御了承願います。

---

◎開議宣告

---

○議長（本田 学君） これより、本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（本田 学君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、7番渡辺議員、1番中村議員を指名します。

---

◎日程第2 一般質問

---

○議長（本田 学君） 日程第2 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 7番渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

今年とはっ初めから新型コロナウイルス感染症でスタートいたしまして、世界中、そして日本全国、私たちの小さな市町村まで大打撃を受けました。また、今もとまることはありません。そんなコロナ禍の中で、7月には九州の豪雨災害、そして8月6日には陸別町にも大雨警報、結構な降りが多かったですが、大きな被害もなく、よかったと思います。また、17日には、浜松市において全国最高気温の41.4度、先月は本当に猛暑日の連続により、熱中症警報ですか、そして、今月からまた、台風シーズンに向け、今年には本当に感染と気象状況に振り回されながらも、あっという間に9月を迎えました。

今回、9月の定例会に当たりましては、一般質問の時間をいただいて、ちょっと遅れた感じになりましたが、平成22年から今年度3月までの10年間における町の基本方針、基本計画ですか、第5期陸別町総合計画についての達成または評価、関連する事項についてお伺いしていきたいと思っております。

今回は産業、福祉、医療全般につきましては野尻町長に、そして学校教育、生涯学習等については有田教育長に分けて質問をさせていただきたいと思います。何しろ両分野とも非常に幅広いものですから、凝縮していただきまして、大変ですが、答弁をお願いしたいと思います。

この第5期陸別町総合計画は3本の柱で構想されまして、基本計画、そして実施計画のもとで策定され、スローガンは、第5期においては「空、森、土、共に町民の絆でつくるうるおいあふれるきらりひかる町陸別町」というテーマで進められてきました。豊かな自然環境の中で、本町では、農業、林業を基幹産業として、生産の基盤に努めてまいりました。

まず最初に、酪農業の振興についてお伺いします。

本町の農業の従事者の現状についてですが、世帯数が、2020年、今年の7月現在で農家戸数が84件、そのうち搾乳戸数が42件、また、新規就農対策では、現在、7件の方が従事されております。

昨年ですか、2019年、JA陸別さんは、農畜産生産高というのですか、前年度、4.3%減少しまして、58億691万円と比較されました。

そんな中、本町では、農業振興基盤強化対策事業として、利子補給、また、育成支援だとか、優良家畜支援とか、コントラクターなど、いろいろな効率的な支援対策を進めてまいりました。

一方では、課題もあり、お話を聞くと、就農者の高齢化、または後継者不在による離農、今後も継続的に酪農対策については目を向けていくべきだと思っております。

そこで、最初に、第5期陸別町総合計画における農業振興政策について、どのように評価されたのか、その辺についてお伺いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 酪農振興対策についてですが、町内における農家戸数は2010農林業センサス、これの99戸から、2015年農林業センサスでは89戸と減少しております。2020農林業センサスはまだ公表されてはおりません。

搾乳農家戸数につきましては、平成15年、73戸、平成23年は60戸、令和2年2月現在、45戸と、このように減少が続いております。これは後継者不足、そして経営者の高齢化と労働力不足などが主な原因であります。また、生乳生産量及び生産高につきましては、平成22年度、3万6,539トン、生産高、27億円から、令和元年度、4万182トン、生産高37億円と、生産量、生産高とも順調にふえてきております。搾乳農家戸数は減少しておりますが、1戸当たりの飼養頭数の増加、1頭当たりの乳量の増加により、生産量、生産高ともに増加しております。

主な農業施策としまして、優良家畜導入支援事業、これは平成19年度に創設されて以来、令和元年度までに1,500頭の利用があり、良質な家畜の導入を図ることができました。また、基盤整備として、平成21年度より、畜産担い手再編整備型事業、平成

27年度より、道営草地整備事業により草地整備、また、草地造成等を進めてきたところであります。

次に、新規就農対策についてですが、農業の継続性を守るために、新規就農対策は重要であります。新規就農者を育成するためには、数年にわたる長い期間がかかり、関係機関や地域の方の御支援、御協力が必要であります。平成15年度から現在までに、議員おっしゃるように、7組の就業者が搾乳農家として営農することができました。この7組につきましては、現在でも地域の中核を担う重要な農業者として活躍されております。また、現在、1組2人が研修を続けております。今後とも地域や関係機関と連携して、継続的に新規就農者の育成に努めてまいりたいと思っております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 課題はあるものの、今後の農業振興に尽力を尽くしていただきたいと思っております。

先ほども町長の話にありましたように、特に今後は、土台のない中で、酪農に夢を持って頑張られている新規就農者の支援についても、第6期計画の中にもありますように、具体的な政策の中でぜひ支援をしていっていただきたいと思っております。

それでは、次に入ります。

バイオガスプラントについて、2点ほど、ちょっとお伺いいたします。

平成29年2月13日ですか、行政より協議会の中で初めてバイオガスプラント事業について報告があり、その後、令和元年よりバイオガスプラントの建設がスタートされました。第1期工事は、外構工事が始まりまして、施工計画書の中で説明を受けまして、現場視察も作業工程などについて視察も伴いながら受けてまいりました。

それで、その後の現状について2点ほどお伺いしますが、まず一つ目は、施工計画による工事の進捗状況について、どのぐらい進んでいるのか。

それと、二つ目については、今年の2月13日の報告の中では、参加者が11件、サポーター農家11件と聞いておりますが、その辺の現状は変わっていないのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 続きまして、バイオガスプラントであります。これは基幹産業であります酪農業における家畜ふん尿対策を実施し、それにより、農村環境の改善、また、消化液散布による圃場の適正管理など、陸別の空気、水、そして大地と、ふるさとの環境を守ることが重要な目標となっております。

まず、進捗状況ですが、現在、貯留槽3基の建設工事を令和2年4月に発注し、令和2年11月、完成予定であります。また、現在は8月より本体の詳細設計を開始しまして、本体建設費の算定をしており、完成が令和3年2月見込みとなっております。本体工事につきましては、令和2年度中の発注を見込んでおります。試運転は令和4年8月から11月の見込みで進んでおります。試運転を経過し、売電開始時期は令和4年11

月の見込みとなっております。これはまた大型事業でありまして、少しでもよい施設をつくるために、多くの参加者と調整を重ねる必要があります。慎重に進めております。

また、参加者の状況についてですが、参加戸数は、令和2年2月の議員協議会では、議員おっしゃるように参加戸数14戸、サポーター農家が8戸の合計22戸と説明しております。また、件数の確保もこれは重要なことなのですが、原料の量と質の確保ということもとても重要ということもちょっと頭の中に入れておいていただきたいと、そのように思っております。現在もほぼ同様の状況ですが、想定される参加形態も、当初予定していた参加者、また、ふん尿を提供していただくサポーターのほかに、消化液の購入者、散布圃場の協力、また、敷料の購入など、多くの農業者が多様な形態で参加できるように、検討を続けております。今後も引き続き参加者の拡大や良質な原料を確保するために努力してまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 私のほうで数字を間違ったようで、どうも申し訳ございません。14の8ということで訂正させていただきます。

大変ですが、参加者の拡大、また、建設躯体自体が、規模が非常に金額が張ることから、当然、こういう物件については、当然、こういう物件については、協議、修正、変更はつきものでございます。予定どおりの供用開始に向けて、確実な工程の中で施工を進めていただきたいと思いますと思っております。今後20年を見据えたときに、近代化農業については、この家畜ふん尿処理については、先ほど町長が言われましたように、環境保全の観点から、本当にバイオガスプラントは多分に、常識的に整備されていることと理解するところでございます。私たちも賛成しましたので、ぜひいい形で進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、林業についてお伺いたします。

本町は森林面積5万563ヘクタールですか、総面積の約80%が森林であり、本当に緑の大自然に恵まれた地域でございます。現在は森林組合さんを中心に、4件の民間事業者で豊かな緑資源を守っていただいております。この事業内容については、育林事業とか、素材生産型事業を中心に進められております。

林業振興に向けては、本町においてもさまざまな支援がとり行われておりまして、その中には、未来につなぐ森づくり事業とか、民有林業振興事業、担い手対策事業や、その他いろいろな陸別町の森林整備計画に基づいて整備計画が進められております。

また、林業においても、課題も多く、伐採事業も盛んに行われておりますが、山林所有者の高齢化や無立木地の増加、担い手など、課題もたくさん抱えております。

特に育林事業ですか、私も先月、数日間、造林地へ行き、草刈りなどを手伝ってきましたが、やはり担い手不足で、若い人には人気ないんだよなど、職場の方が働きながら声を出しておりました。

また、素材加工生産事業については、同じく労働者不足によりまして、伐採業務も著しく形態が変わってきております。本当に近代化に向けた高性能林業機械の導入によりまして、視察をしましたが、作業工程も進化して、こちらのほうは本当に人力の分野が減少してきた感じに思いました。

第5期陸別町総合計画の中では、主に森林整備、林業系の改善、森林育成などを中心に施策を立ててここまで取り組まれてきましたが、この林業振興については、どのように評価されているのか。

それと、もう1点、また、以前に私、一般質問の中でお伺いしましたが、林業経営改善の中で、高性能林業機械導入に関わる支援については、今後どのように考えていくのか、その2点について、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 林業振興対策についてであります。高性能機械の導入につきましては、過去に町内林業事業体4者で、陸別林業機械利用組合を構成しまして、平成14年度に北海道林業体力アップ事業で、グラップルソー、ブラッシュカッター、それぞれのベースとなるバックホーを導入しております。

林業の低コスト化、労働強度の軽減、木材製品の付加価値向上等を図るための必要な機械、施設等の整備を行うものであります。平成16年度と平成18年度には緑の雇用創出支援事業によりまして、小型造林機械としてハーベスター、そしてバックホー、それぞれ1台ずつ導入しております。経営の安定と雇用の創出、定着を図るために、森林の資源を活用した新たな取り組みを始める事業体に対しまして、その取り組みに必要な機材を支援するものであります。道の補助金は2分の1以内となっております。利用組合の要望により、まちは補助残の2分の1以内を支援しております。平成23年度、平成25年度には、森林整備加速化林業再生事業で、それぞれハーベスター1台を単独の事業体で導入しております。町の上乗せ補助はしていません。

現状ですが、機械の導入につきましては、稼働期間が1年を通してないため、購入ではなく、より経済的なリース導入を選択する事業体が出てきております。機械リースについても、国の補助事業がありますが、補助採択要件等を検討した結果、補助申請しない、単独でのリース導入の選択をしている事業体もあります。事業体によって、機械の導入はさまざまな方法、これは購入、また、リースがありますが、いずれにしましても、補助事業の採択要件はとても難しく、簡単に補助事業を選択できないと伺っております。林業機械導入についてのまちな支援策については、今後も調査、検討していきませんが、既存の機械の更新が主になるため、農業、工業等の他産業からの要望等も検討し、公平な対応で実施しなければならないという考えであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） いろいろあると思いますが、林業振興については、6次総合計



画の中にも、改善施設の中で、今後、支援に向けた形の中で、読みましたら、いろいろ支援のことも書いてありますので、どうかその中身についての形の中で進めていっていただきたいと思います。

また、新たに創設されています森林環境税についても、今後、事業者との間で協議の上、有効活用しながら、林業振興に向けて展開されることを期待いたします。

次に、健康と地域医療についてお伺いいたします。

第5期総合計画の中では、笑顔あふれる幸せづくりを基本目標に、四つの政策、保健医療、2世代育成、福祉、長寿と、そういう計画を立てて取り組まれてまいりました。また、実現に向けての政策の位置づけとして、具体的な内容の充実性をもたらすために、第7期高齢者保健福祉計画や、介護保険事業計画を作成の上、共有の中に細分化しながら、詳細によりまして強化され、今年度は第7期も終わりました、第8期に向けて見直しを図りながら、政策に取り組まれていることと思います。

保健予防については、生活習慣予防に向けて、活動としては、本町では、「健康日本21陸別」を策定して、住民の健康ですか、確保対策の強化の中で現在進められていると思います。

また、地域医療については、地域密着型の体制づくりや広域医療連携の強化や対応の整備を前提に、本町では、現在、診療所、また、歯科診療所の二つを中心に展開されております。基本方針である保健、福祉、また、医療体制については、保健センターを中心に、住民が安心して暮らせる福祉環境づくりに専念されております。

このような日常生活の環境において、住民の皆さんからいろいろな話や意見など、私のところに結構多く事案が現在も寄せられております。福祉や地域医療の件が最も多く感じております。

そこで、質問に入りますが、本町の保健予防については、健康日本21陸別の策定の中で現在進められていると思いますが、現時点での現状評価と、もう一つについては、診療所のことになります。先ほども話しましたが、私のところにさまざまな意見が入ってきます。町長のところにも意見とか問題等について寄せられているのか、その2点について、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 保健予防と地域医療についてであります。平成12年度から展開されてきました国民健康づくり運動、健康日本21、これは壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的としまして健康を増進し、疾病の発症を予防する1次予防を重視した取り組みを推進してきました。現在のものは、平成25年度から令和4年度までの21世紀における第2次国民健康づくり運動でありまして、21世紀の日本を急速な高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、これらに起因する生活習慣病に関わる医療費の国民医療費に占める割合が約3割となる中で、高齢化の進展により、ますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めな

いとすれば、疾病による負担が極めて大きな社会問題になる、このようにとらえまして、引き続き生活習慣病の発症予防に重点を置くこととともに、合併症の発症や重症化予防を重視した取り組みを推進するとしております。

今申し上げましたとおり、計画期間が平成25年度から令和4年度までとなっております。個別の評価はまだ先のこととなります。簡単に現時点での概要を申し上げますと、評価指数は、がん、循環器疾患、糖尿病、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯、口腔、心の健康、高齢者の健康について掲げておりますが、取り組みにつきましては、おおむね順調に推移していると、そのように思っております。

また、診療時に対する町民の皆さんからの声については、私のところへも直接、また、あるいは診療所からの報告を含め、間接的にも届いております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 業種に問わず、仕事においては町長も企業者出身なので、課題とか難問題など、数多くのことを経験されまして、解決してこられたと思います。

特に診療機関については、一般的に利用者以外はなかなか見えない部分があるように思います。最近では、まちの中で救急サイレンの音を頻繁に耳にします。救急担当の方、そして受け入れる側の医療チームの皆さんにも大変御苦勞はされていると思います。日々感謝しています。私の住む地域でも、去年は7件、今年は今のところ5件の緊急搬送がありました。安心して暮らせるまちづくりは、何と云っても地域医療の充実ですか、私はここが一番大事なところだと思っております。

そこで、2点ほどお伺いいたします。

例えば、診療所において問題等が発生したときの解決方法の話し合いなどはどのように進められているのか。

それと、今度は院外、院内薬局についてちょっと触れますが、地域医療体制の整備の中で、先ほども話しましたが、平成27年7月に院外薬局が誕生いたしました。決算書を見ると、病院の入院患者数ですか、1日の入院患者数が2.4人と出ておりますが、例えば、現在、院内薬局で、仮に担当者が退職を迎えた場合、今後は本町としてどのような薬局の形態を考えていくのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、地域医療の課題等についてであります。診療所等の課題についてであります。診療所におきましては、随時、苦情、また、相談を受け付けておりますが、所内全体の共通認識としまして、共通の課題として対応できていたかという、残念ながら当事者を含めた一部、縦のラインで処理されていた案件もございます。医師、看護師を初めとする診療所スタッフに対する苦情や御意見は少なからずあります。また、逆に感謝の言葉も多数いただいているということも事実であります。せっかくの御意見、御忠告を無にすることなく、よりよい診療所となっていくための足掛か

りとすべく、今月からですが、2か月間、受診で来所された方に、受診後、アンケートの御協力をいただいております。これまで所内に常設しておりました皆様の声という投書ではなかなか書きづらい面もあったでしょうが、ここ何年か、用紙を使った当初はなかったのが、今回の用紙は選択式と自由記載の併用により、回答のしやすいものと、そのようにしました。

この結果については、職員全体で共有するとともに、改善点やニーズの把握に努めていくこととしております。また、所内では、随時、御意見をちょうだいできるよう、アンケート期間終了後も用紙を常設し、所内改善に役立てたいと、そのように考えております。このアンケートの最終集計分析後は、ホームページ等での公表も必要でないのかなど、そのように今検討しているところであります。

また、もう一つの御質問であります。院内の薬局関係、これは薬剤師のことも関係してくると思います。薬剤師は本年度をもって退職ということになります。再任用制度の申し込みについても、これは10月末日ということになっておりますが、まだ本人の確認はできておりません。今のところこれは職員の配置、また、人事の案件ですから、具体的な話は私から申し上げることはできません。いずれにしても、今後の件につきましては、現状等、また、いろいろな町民の皆様方からの御意見を踏まえまして、随時検討していきたいと、そのように考えているところであります。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に大変ですけれども、改善に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。今、世界中、本当に見えないコロナ禍の中で、本町においても、診療所の医師を初めとするスタッフの皆さん、本当に一生懸命頑張られていると思ひます。その中には、持ち病だとか風邪、けがをされた方、いろいろな方が診察され、また、これからの時期においては、インフルエンザがやってきます。しかしながら、患者は悪気がなくても言葉一つで傷ついたりとかショックを受けたりするものでございます。これはどこの業種においても同じでございます。本町の唯一の地域密着型の1次医療機関として、町民の心と体のよりどころとして、今後も信頼され、安心して暮らせる長寿のまち陸別町を、医療チーム一丸となつてつくつていただきたいと思ひます。

社会環境の変化に伴い、本町においても、高齢化が進む中で、最近では非常に老人世帯、ひとり暮らしの世帯が年々ふえてきております。また、高齢に伴い、ここ10年間で約300人弱の人口の減少になっております。過疎化の中、家族ではなく、見守りは地域全体で支え合っていかなければならない現状に来ております。また、本町の65歳以上の人口、8月31日現在で、人口2,330人に対しまして約991人と、全体の39.1%、これはわずかながらでも年々上昇傾向になってきております。先ほども話がありましたように、老人世帯数や独居老人の世帯が多くなるにつれて、今後は行政はもとより、町内会の役割、これはかなり重要視してくると思ひます。高齢の方に対しては、

本町では、高齢者福祉計画の中で、在宅、施設、そのようなサービスを通じて進められております。また、医療も併用した中で展開されてきました。

そこで、基本方針である高齢者福祉についてまずお伺いいたします。

高齢者福祉に対する健康予防や支援体制の確保については、計画された事業等の最終評価はどのように判断されたのか、これはちょっと幅広い分野になりますが、その辺、凝縮して回答をお願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 次に、高齢者の福祉対策についてであります。議員おっしゃるように、幅広い内容になりますので、二つに絞ってお答えさせていただきたいと、そのように思っています。

まず、後期高齢者健診についてであります。

後期高齢者健診は平成20年度から実施しておりますが、当町は国が示している項目よりも多い健診の項目で実施しております。発症予防及び重症化予防に力を入れております。また、特定健診と同じく、健診後に、その結果について、個別に保健指導をしてお返しをしているというところでもあります。

議員御存じのとおり、特定健診の受診率は高いレベルにありますが、後期高齢者健診の受診率は低いものとなっております。今後は、後期高齢者健診の受診率も上げて、多くの高齢者の保健指導をして、病気の発症予防、また、重症化の予防に努めることと、そのように考えております。

参考までに、平成29年度発表の受診率は、特定健診70.1%、後期高齢者の健診は14.3%と、そのようになっています。

もう1点は、地域包括支援センターが考える保健予防についてであります。

予防の視点では、平成30年度からリハビリテーション活動支援事業を新規事業として行っておりまして、足寄町国保病院の理学療法士と地域包括支援センター保健師が同行訪問を行う中で、理学療法の視点で高齢者個々の健康増進に寄与すべく活動しております。また、社会福祉協議会と地域包括支援センターが連携しながらサロン活動を充実させている段階にありまして、高齢者が自身の状態に適した通いの場に行くことで、介護予防につながるよう、企画しております。

平成20年度に廃止となった老人福祉法が施行されていたころには、集団での介護予防教室などを行っていましたが、現在は個別対応と、先に述べました、個々に合った通いの場の利用を勧めることで、よりその人に合った健康維持に関わっています。

以上、簡略ではありましたが、お答えとさせていただきたいと思います。

以上であります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に先ほど町長が言われましたように、特定健診についても、本当に自分もお世話になっておりまして、非常によい形で進んでいると思っております。

ます。

また、高齢者福祉については、地域間の支え合うまちづくりを中心となってやっていかなければならないと思っております。

また、6月ですか、同僚議員から出ていたような、施設間の中での介護度による移動、本町には中間施設がございませんので、行き場がないとか、そのような状況についても課題があると思われませんが、この点についても進めていっていただきたいと思いません。

それでは、福祉とか人づくりについては、私は成果品はないと思っております。日々、戦いの中で、汗をかいて、本当に見えたことが何よりも私は財産だと思っております。

最後に、町長に締めくくりとして、第5期の総合計画を振り返っての全般的な評価と、今後に向けた言葉をちょっといただいて、町長に対しての質問を終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 渡辺議員の御質問は、総合計画についての全般的な評価というとらえ方をさせていただいた質問であったと思いますが、この総合計画というのは、今、私が話すまでもなく、急速に変化していく社会情勢に対応して、直面する行財政改革の課題を盛り込みながら、将来にわたって陸別町のあるべき姿を、理念、政策として位置づけ、作成しているものでありまして、本町の目指す姿を、これは自他ともに認識、知らしめる重要なものであるというふうに私も思っております。

第5期陸別町総合計画では、これは6期も同じであります。基本構想、基本計画、そして実施計画の三つの柱から、議員も御理解しているとおり、構成されております。基本計画は中間年度で諸環境の変化に対応するために弾力的に見直されてきました。また、実施計画は、環境の変化やまちづくりの動向に対応できるように、3か年度ごとに見直しを行って、予算編成を初め本町の経営方針の指針としてのまいりましたので、全般的におおむね5期の総合的の沿ったまちづくりができたものと、私はそのように理解をしているところであります。また、第6期総合計画に引き続き継続されているものもあるということも議員も御理解いただいているものと、そのように思っているところであります。

あとは、課題としましては、新型コロナウイルスが今、このような状況になったので、第6期総合計画のそれぞれのものに影響を及ぼさない範囲で一生懸命頑張っていかなければならないなど、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） どうもありがとうございました。

総合計画は運営の指針でありますので、行政として役割を果たすことを期待しまして、展開に努めていただきたいと思いません。

次に、第5期総合計画における学校教育関連について、教育長に2点ほどお伺いして

いきたいと思います。

まず一つ目は、学校教育関連について、二つ目については、生涯学習や、本町における文化やスポーツについてお伺いしたいと思います。

スローガンについては、誇りと温かな心の芽生えるまちづくりを基本目標に、第5期計画においては、これをスローガンに進めてまいりました。また、教育の現場では、第8期陸別町社会福祉計画が作成されまして、具体的な政策よりも、再分割した内容の中で、第5期の総合計画を支えてきているものと思われまます。

今年度は新型コロナウイルス感染症によりまして、学校教育の中でも本当に時間がとまったことと思います。6月から7月にかけて、全国で児童・生徒の感染者数242人の生徒が感染いたしまして、学校閉鎖、学級閉鎖などがありました。ちなみに、8月31日現在、北海道の感染者数、1,769人の方が感染しております。

そんな中、今年度では、4月の入学を迎えた時点で、本町の児童・生徒数は小学校全体で98名、中学生は44名の生徒数で学校教育が展開されてきました。また、全国の5月の時点での児童・生徒数は、小学生が約630万人、中学生が約321万人と、やはり少子化の影響で、生徒数も過去最少と言われております。

本町では、教育のテーマといたしまして、地域の特色を生かす、また、体験学習などを通じて、学びをテーマにして学校教育に取り組まれております。また、令和元年度より、小中併設型の一貫校ですか、これもスタートされました。

そこで、学校教育といっても、大変幅広い分野で内容を精査するにも大変だと思われまますが、3点ほど、ちょっと続けてお伺いいたします。

まず、1点目については、これも幅広い分野になりますが、学校教育についての全般の評価。

二つ目は、小中一貫教育に当たっての現状はどのように進んでいるのか。

三つ目、これについては、少子化、人口減による児童・生徒数の減少は将来的に見ても本町においては大変厳しい環境にあります。これについて、小学校、中学校の統合についての教育長の考え、この三つについてちょっとお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 第5期陸別町総合計画の平成22年度から31年度までということで、約10年間という中での評価と課題ということでのお話になろうかと思いまます。コロナ禍に関係するものについては、次の議員でも取り上げておりますので、今回については、余りコロナ関係については触れないような形の中で、私のほうから御報告をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、学校教育の評価の関係でありますけれども、まず、3点目の少子化の児童・生徒の減少と、それから小中の統合についてということで、先にちょっとそちらのほうからお話をさせていただきたいというふうに思っております。

現在、陸別町においては、陸別小学校と陸別中学校が設置しております。児童・生徒

数、この10年間の推移でありますけれども、小学校においては、平成22年度、104名でありました。これが10年後、令和元年度には107名となっております。数につきましては、年度当初ということで、若干移動はあるかもしれませんが、それから、中学校の生徒数につきましては、平成22年度、74名、令和元年度におきましては40名ということで、特に小学校児童については横ばい傾向でありますけれども、中学校の生徒数については大きく減少しているというのが現状であります。小中学校合わせた児童・生徒数につきましては、この10年間で31名減少しているというところでありまして、今、小中一貫については、この後ちょっとお話をさせていただきますけれども、今、小学校、中学校、それぞれ学校校舎、新築だとか改築をしているという状況の中で、統合というのは、当分、私のほうでは考えておりません。たまたま小学校1年生が、今年、入学者7名ということでありますけれども、今後も今の出生者、それから、保育所の園児数含めましても、すぐに統合に至るといようなことにはなっていないのかなというふうに感じているところであります。

それから、学校教育の取り組みにつきましては、毎年度、教育行政執行方針に基づきまして、各学校長の運営方針に沿って、学力の定着、体力の向上、豊かな人間性、社会性の育成に取り組んでいるところであります。

次に、この10年間で取り組んできました主な事業に触れてみたいというふうに思っております。

まず、22年度末でありますけれども、小学校の校舎が完成をいたしました。翌年の23年度には中学校の耐震補強の大規模改造、改修事業を行い、このことによりまして、学校環境が大きく改善されたというふうに思っております。

平成27年度には、長年議論を重ねてきました給食センターが完成し、児童・生徒に給食の提供が開始されました。また、給食費につきましては、全額補助として、保護者負担を無償としたことにつきましては、子育て支援として大きな施策であったというふうに思っております。また、学校教材の整備、コンピュータ整備の更新、英語指導助手の招聘による英語力強化の取り組み、計画的な教員住宅の建設、スクールバスの更新、貸し付け限度額見直し、それから、返還免除規定の拡充に取り組んだ奨学資金の貸し付け条例改正など、子供たちの教育環境の向上のため、多くの事業に取り組んでまいりました。これは大きな評価に値するものだというふうに思っております。

それから、現在取り組んでいます小中一貫教育につきましては、平成28年度より、その取り組みについて、教育関係者の中で検討、準備を進め、学力の定着、豊かな人間性と社会性の育成、9年間を見通した一貫性、継続性のある指導、ふるさと教育の充実、これらを目指す一貫教育の姿ととらえ、平成31年度よりスタートいたしました。

現在の進捗状況につきましては、私の感じではまだまだかなというような思いであります。今後も小中学校教職員の合同研修会、先進地視察、小中教職員の共通認識による取り組み、コミュニケーションを高めていくなど、十勝教育局の指導主事等の御指導を

いただきながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

ただ、今現在、働き方改革が叫ばれている中で、教職員の負担を極力ふやさず、また、教育に注ぐ熱意をそぐことのないように、一步ずつ前に進みたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） まだちょっと時間がありますので、私、3月の定例会の中で、学校教育のコロナ感染症対策の場面で、今後の学校行事の取り組みについて、どのように考えているのかということで、小学校については今月終了されていますが、その後について、どのように進めていくのか、ちょっとわかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

○議長（本田 学君） 校務補の取り組み？

○7番（渡辺三義君） そうです。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 学校業務の中では、今、校務補につきましては、民間会社との委託によりまして、小中学校にそれぞれ1名ずつ配置をしているところであります。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 大変失礼いたしました。

今後の行事につきましては、実は中学校が、修学旅行ですけれども、4月に実施をする予定でありました、当初、東北方面ということでありましたけれども、コロナの関係で、ほとんどの行事関係が延期、それから中止、規模縮小ということが進められています。

今回、中学校の修学旅行につきましては、今日、無事出発したということで報告を受けておりますけれども、2泊3日で道南方面の修学旅行ということで変更しております。

先日の先週の土曜日も、小学校の運動会が、これも6月に、通常であれば、午前、行いまして、休憩を挟んで午後ということを実施をするということでもありますけれども、午前中、お昼前までに終了するというので、保護者につきましては、校門、校庭へ入るときに、手指消毒をするなり、それから、当然、児童・生徒につきましては、必ず朝、検温をしてということで、体調不良者について確認をしてから参加ということで、当日、私も観覧させていただきましたけれども、短い時間ではありましたが、子供たちが元気よく運動会に参加していた、また、保護者の協力もありまして、1区画ご



とに家庭の区画をとっているのですけれども、その区画を、必ず1区画ごと、間をあいて、三密にならないような取り組みもしているということでもあります。

小学校の修学旅行も、今後、当初、7月だったものを、12月ということで、当初、札幌方面であったものを、最近の話でありますけれども、今、旭川方面に変えるだとかということでもあります。学習発表会、文化祭につきましても、通常、1日日程等で実施をしていたところでもありますけれども、学年ごとの開催であるとか、中学校につきましては、展示のみだとかということでも実施をするということでもあります。

今、小中学校で、小中一貫も進めているところなのですけれども、逆に今回、コロナ禍で、いろいろなところの規模縮小もしているところなのですけれども、大変行事が縮小されて、中止されて、残念なことが多いのですけれども、逆にこれを前向きにとらえる方策、来年度に向けては、その縮小したものを小中で合わせて合同でできなかものかとか、いろいろなところの負担を減らしていく、逆にそのことによって授業時数が増やせるだとかという部分もありますので、今回の実施したものを単なる残念な事項ととらえず、来年度以降、どうやってこのコロナ禍を前向きに学校生活を過ごしていけるかというような取り組みに変えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） 本当に行事も大変な時期の中で順次進められているというのはいいあれになると思いますので、ぜひけがのないように進めていただきたいと思っております。

次に、生涯学習について、本町の生涯学習については、特色、情報、知識や技術など、最大限に生かしながら、学びというものに対してテーマを挙げて進められております。特にスポーツ活動や、本町の文化活動については、本当にいろいろな形で、いい形であらわれていると思います。

そんな環境の中、これについても非常に幅広い分野になりますが、生涯学習の取り組みについて、計画どおり進んだのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 余り時間もないということになってきますので、実際の文化、スポーツに関しては、それぞれ文化関係につきましては社会教育事業、それから、スポーツ関係については社会体育事業の観点からということで、それぞれ評価を考えているところでもありますけれども、社会教育事業につきましては、文化協会加盟団体等を中心に、いろいろなサークル活動を実施しております。それから、社会体育事業におきましては、体育連盟だとかスポーツ少年団本部の加盟団体を中心に、活発に活動に取り組んでいるところでもありますけれども、両面に言えることは、まず、活動拠点となる施設の老朽化、これが一つ大きいなというふうに思っております。もう一つは、それぞれの団体で、人口減少に伴って団体構成員の減少化、高齢化等がありまして、団体の活

動の縮小だとか休止がされているというほうが、両面にわたってなされているというところでもあります。また、文化財関係では、昨日、御質問いただきましたけれども、関寛齋資料館だとか、それから、史跡ユクエピラチャシ跡、郷土資料室等、陸別町については恵まれた環境にありますので、利活用の積極的な親しみやすい文化財を目指していきたいという側面もありながら、全体的にはこれからのためこ入れが必要なのだというふうに思っております。

この10年間の中では、中学生の海外研修派遣事業であるとか、冒険体感イン東京事業につきまして、これは長く継続して喜ばれている事業でありますので、一部見直しをしながら継続していきたいというふうに思っておりますし、学童保育所につきましても、当初、3年生までだったものを6年生に拡大したとか、年度当初から予算をつけていただきまして、5月の末には、学童保育所につきましては、先行的にエアコンを設置して、子供たちの環境整備に努めてまいりました。

また、体育施設につきましては、活動拠点としての老朽化でありますけれども、全施設が使用料無料ということで、費用対効果も見きわめながら取り組んでいるところでもありますけれども、いずれにしても、十分とは言えませんが、一定程度の評価に値するものだというふうに考えております。

○議長（本田 学君） 7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君） まだ1分ちょっとあります。

そこで、最後に教育長に、陸別町総合計画における全般的な評価と今後に向けて、一言お願いしまして、私の一般質問を終わります。お願いします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 今年度から始まりました第6期の陸別町総合計画でありますけれども、教育分野では、豊かな心を育む学びと人づくりのまちを重点的に取り組むテーマとしております。これに基づきまして、学校教育分野では、現在、ICT教育推進が整備、整いつつありますので、こちらの充実、それから、一貫教育の姿を目指して早期の確立に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

生涯学習分野につきましては、先ほど言いましたけれども、施設の老朽化等ありますので、令和3年度から取り組む第9期陸別町社会教育計画の策定の年でもありますので、生涯学習の充実に資するように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

今後も町民ニーズの把握に努め、各関係者と十分に協議していく中、議会の御意見もいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○7番（渡辺三義君） ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、通告に従いまして、今日は新型コロナウイルス感染拡大の影響と今後の対応及びSDGs、持続可能な開発目標の取り組みにつきまして、町長並びに教育長にお伺いします。

それでは、最初に、新型コロナウイルス感染拡大の影響と今後の対応についてお伺いします。

中国武漢から始まった新型コロナウイルス感染拡大は、またたく間に世界的大流行を引き起こしました。北海道内は全国よりも早く、2月14日には道内居住者で初の感染確認に至っており、同月28日には道独自の緊急事態宣言が発せられ、行動の自粛要請が行われたのであります。

この宣言発出直後から、感染者の増加ペースが鈍化しておりましたが、宣言終了後の初の3連休、3月20日から22日までであります。その約2週間後あたりから累計感染者数は再び勢いを増して、病院や介護施設等でクラスター感染の発生が続き、国の緊急事態宣言発出後は、特定警戒都道府県に組み入れられるなど、厳しい状況が続きました。

この間、感染拡大防止のため、不要不急の外出自粛に加え、105業態の店舗や施設への休業要請が行われるなど、経済活動にも重大な影響が出ております。感染拡大に伴う休業要請の全面解除から3か月を経た現在、東京や大阪など、他の特定警戒都道府県などでは多数の感染者が確認される中、道内は小康状態が続いておりますが、予断を許さない状況にあることには変わりはないと思えます。

そのような中、前議会定例会において、この感染拡大に伴う経済的影響が長期にわたる懸念についてお伺いしましたが、その際に、今後、各業界に喫緊の支援が必要になり、国、道の支援が手薄になってきたときには、備荒資金組合出資金をも含め、それらを支援の財源にする考えを示されたことは、町民を初め関係者には、不安の中ではありますが、前に向かう希望をもたらすことになったのではないかと感じております。

それでは、再び緊急事態宣言が発出されるに至った場合の教訓とすべく、感染拡大の影響と今後の対応につきまして、学校運営、医療、福祉、経済活動、そして防災計画に絞りまして、具体的に伺います。

まず、学校運営についてであります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一斉休校していた道内の学校が6月1日に再開されております。2月末から通算3か月にわたり、通常の学校活動が停止するという、かつてない事態が教育現場に何をもたらしたのか。本年3月、そして6月の議会定例会において、延べ5人の議員が既に質問しておりますので、重複する部分もあろうかと思えますが、冒頭でも申し上げましたよう

に、このたびの事態は、国の対応一つを見ましても、これまでの行政運営では考えられなかった、いわば朝令暮改とも受け取られかねない状況もございましたので、改めて現時点でのお考えを伺いたいと思います。

学校再開直後の6月5日、文部科学省は、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインを都道府県教育委員会に通知しております。教員は、感染防止などの新たな業務に追われる中で、学習の遅れをどのように取り戻すことになるのか。また、休校中の学習指導については、オンラインによる体制が未整備でありましたので、ペーパーによる履修が中心であった旨のお話を聞いております。

そのような中で、学習の進捗状況に個人差はなかったのか。学校再開から3か月が経過しておりますので、その状況をまずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） それでは、学校の学習の遅れの状況について、私のほうから説明をさせていただきます。

何とか6月1日から再開後、新たな臨時休業というのではないというところで、大変安心をしているところでありますけれども、今後も予断を許さない状況であるのかなというのは変わりはありません。

学習の遅れの対応につきましては、小中学校でやや違いがありますが、例えばではありますけれども、今まででありますと、週の中で5日間ありますけれども、5時間授業だった日を6時間授業にして授業数を増やすだとか、学校行事を精選して、その時数を学習時間に当てる、これは遠足の中止、運動会、学校発表会等の規模縮小、また、それらに関わる準備期間の短縮が当てられるというふうに思っております。既に取り組みました夏休みの短縮、それから、今後、冬休みも行われますけれども、冬休みの短縮を見込んでいるというような状況であります。また、中学校においては土曜授業の実施を取り組みをして、それぞれ教育課程の見直しをしております。

それから、学習の進捗状況の個人差の件でありますけれども、まず、小学校におきましては、休業中は学習課題は学年ごとに作成をして、各家庭に郵送しております。これは小中一緒の家庭もありますので、小学校、中学校で用意された課題を教育委員会がまとめて郵送をしております。その関係で、特に小学校につきましては、その課題については、家庭にゆだねてしまうところが多かったため、家庭の取り組み状況によっては個人差が出てしまうことは否めないのかなというふうに感じております。

ただ、その解消のため、小学校におきましては、夏休みを3日間だけ短縮しているところでありますけれども、実は夏休み期間中、先生たちの協力によりまして、少しでも子供たちの学力の底上げをしようということで、夏休み中に個別指導ウイークというものに取り組みました。これは、学級担任が児童一人一人の学習状況を把握して、個別に指導する取り組みです。要するにマン・ツー・マンで取り組みをするというものであります。これにつきまして、夏休み中、1人1回につき大体1時間から2時間を学習する

わけですけれども、最大3回まで希望を出せますよということでもあります。希望者を募ったところ、全児童が参加をしていただきました。実施後でありますけれども、子供たちや保護者の反応、それから教員の手応えとしても、とてもよいものであったということで、懸念した個人差については少しでも補えたのではないかなというふうに感じております。特に教員の皆さんの頑張りには大変敬意を表したいというふうに思っております。

中学校についても同様に課題を郵送しているところでもありますけれども、特に主要5教科を中心に、予習も含めて課題を郵送しているところでもありますけれども、中学校については、小学校と違って、個人個人でやる能力があるというふうに思っておりますけれども、その際、調べてもわからないところについては、学校再開後に再度学習をするから、無理にやらなくてもいいよとかいうようなことも含めて、そういう工夫も加えながら教員側のほうで対応しているというところでもあります。

また、学校再開後におきましては、授業における指導方法の工夫であるとか、数化学における習熟度別授業の実施、それから、放課後学習のサポートなどの対応をとって、少しでも個人差の解消に尽力したというような状況であります。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、続けますが、学校運営のためのガイドライン、これがかいつまんで見てみますと、この通知の趣旨は、新型コロナウイルス感染症については、長期的な対応を求められることが見込まれていること、こうした中でも持続的に児童・生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるとしております。

そして、学校における感染症対策の考え方は、新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を前提として、手洗いや換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い三つの密を徹底的に避けるための新しい生活様式に学校を含めた社会全体で移行することが不可欠と、このようにしております。

このガイドラインには、学校で感染者が発生した場合及び緊急事態宣言が出された場合に、臨時休業を実施するに当たっての考え方が示されております。前議会定例会での質疑でも明らかになっておりますように、学校再開後における児童・生徒等の心身の状況把握などは対応されていたということではありますが、このほか、このガイドラインに示されている事項に対する考え方についてお伺いします。

最初に、前議会定例会の質疑でも触れられておりましたが、学校の端末の持ち帰り、さらには、家庭で端末等を活用することが緊急的な対応であるとして、早期の環境整備を求めています。ICTを活用した家庭学習に係る低所得世帯への設置や通信費の支援に関する国、道含めた行政としての動きがあるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） まず、ガイドラインの基本的な考え方でありまして、持続的に児童・生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で学校運営を継続していく必要があるとしております。

この基本的な考え方に基づいて、今取り組んでいるところでありますけれども、まず、今、議員がおっしゃいましたICTの活用との関係であります。今、ICT関係につきましては、Wi-Fi等、今、ちょうど学校、環境整備中であります。また、個別の端末機器、俗に言うタブレット等につきましては、この年度内に購入をするという予定でありますけれども、このコスト、コロナ禍の新たな学びのあり方についてということになるかと御けれども、今後、児童・生徒1人1台、端末機器が整備されるという予定になっておりますけれども、実は個別に使われる通信費用や、それから、端末機器の更新、今年度、新規に入りますけれども、これが1回入ると、何年かに一遍、四、五年程度ぐらいには1回、更新をしていくというようなことになってまいりますけれども、今現在、これらの費用につきまして、地元負担だけになるのか、国として対応があるのかというのは、今現在、検討中であるというふうに聞いております。当町においては、今のところ学校の端末機器持ち帰りに係る内容については、今まだ検討協議中でありまして、通信費は原則個人負担でお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） この端末の持ち帰りについては、前議会ではまた違った答えをされていたのですが、今、教育長がお答えいただいたような内容で、これはガイドラインに沿うものだろうと、そのように思っております。

さらに、この通知では、新型コロナウイルスの感染症の影響等により、年度の途中において家計が急変した高校生に対してであります。各自自治体において実施している奨学金、これを必要に応じて可能な限り速やかに弾力的な対応を行っていただきたいとしております。これは年度の途中の対応のことだろうと思います。当町におきまして、その検討が行われているのか、お伺いたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 毎年度、陸別町では、奨学資金の活用をしているところであります。これは小中学校に在籍している各家庭から、その申請により、助成を行っているというところであります。

失礼しました。ちょっと訂正します。

小中学生につきましては、就学援助の関係で助成申請、それから、奨学金につきましては、高校、大学、専門学校に進学する家庭についての奨学金の申請ということがありますけれども、これについても、毎年、年度初めに、各世帯からの申請により貸し付け

を行っているところであります。

今年の令和2年度につきましては、実績といたしましては、高校生の4世帯、それから、大学等在学の9世帯ということで、申請があり、貸し付けを行っているところでありますけれども、今回、コロナ禍においての家計における急変という話でありますけれども、この影響について、家計への急変、それから所得減少等の影響については、残念ながら私のほうでは詳細はちょっと把握しているところではありませんけれども、コロナ関連に関する陸別町の奨学金も含めて、その助成、それから支援等に関する問い合わせというのは、今のところ私のほうでは聞いていないという状況です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 今、質問した際のお答えの中、これについては状況の把握ということで理解させていただいております。

就学援助という言葉が今の答弁の中にあっただけですが、たまたま先ほどの低所得者世帯への設置ICTですが、その通信費の支援、これに関しましては、就学援助での対応を促すと、そういうふうなガイドラインになっていますので、そのことだけ申し添えておきたいと思います。

続きまして、文部科学省であります。学校運営のためのガイドラインとともに、新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童・生徒の学びの保障総合対策パッケージ、これについても通知しております。その概要を見てみますと、あらゆる手段で、子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障する、これを目的に、これまでさまざまな場面で取り上げられてきておりますICTの活用によるオンライン学習の確立のほか、最終学年以外については指導事項の一部を次年度以降に移す特例的対応を可能にしておりますが、最終学年につきましては積み残せないものでありまして、カリキュラムが過密になりますと、学ぶ側の負担が大きくなります。習熟度にも個人差がある中で、授業についていけずに置き去りになる児童・生徒が出ないように、十分な配慮が必要になります。その対応として、これは国の今年度第2次補正予算に計上されておりますが、教員の加配や学習指導員などの追加配置などを行う人的、物的対応の緊急措置を行うとしております。

このようなことを踏まえて、教育課程の見直しを行っていることと思いますが、時間割の編成とか行事の重点化などにつきましては、先ほど前の議員も質問しておりますし、冒頭の質問でも一部お答えになっておりますので、加える内容がなければ、さきの答弁のとおりという答弁で結構かと思っております。お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 教育課程の見直し等につきましては、先ほど学習の遅れについての対応ということで、同様ということで、新たなものはないということで御理解いただきたいと思いますというふうに思っております。

なお、教育課程につきましては、次年度、特例として、延ばすというような方針を、い

いですよということで文科省のほうで言うておりますけれども、今、陸別の小学校、中学校の中では、基本的には、ある程度2学期が始まりまして、元年度の2月からの休校分、それから、4月からの今年の令和2年度分の教育課程につきましては、ほぼおおむね取り戻しているというような状況でありますので、令和3年度に教育課程を繰り越すということは今のところないというふうに思っております。

それから、ICT関係につきましては、当然、学校の教材の活用は当然ながら、今後、想定されるということであれば、再度、臨時休業を発生しなければならないといったときには、その活用は当然考えなければならないのかなというふうに思っておりますけれども、ただ、今、まだ学校のWi-Fi環境、それからタブレット等がありませんので、今年度、もし仮になっても、従前と同じような課題を郵送して取り組むということから進展はないというふうに思っております。

ただ、令和3年度以降、この環境が整った暁については、端末機器の持ち帰りによる家庭学習での活用、それから、オンライン学習の確立などについては、この辺についても環境が整った暁には、これをどのように活用していくかということについては、今はっきりお答えできるような内容はありませんので、これについても、今後、検討、協議をして、より令和3年度以降に向けた取り組みに備えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） さらに、生徒本人や、その保護者の最大の関心事は、高校入試で特定の受験生が不利益を被らないための措置であります。満足に通学できていないのに、高校入試にどう対応すればいいのか。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う長期休校が受験を控える生徒らの不安をかき立てていると言われており、文部科学省は、高校入試で受験生が不利益を被らない措置をとるよう、全国の教育委員会に通知したとされております。具体的には、各都道府県の教育委員会は、学校ごとに実態を把握し、早期に出題範囲の方向性を明示することを求めているわけではありますが、これを受けて、道教委は7月10日に、来春の道内公立校入試で出題範囲を例年より縮小することを発表しております。

冒頭でも申し上げましたように、新型コロナウイルス感染拡大で、道内の中学校は今年2月末から、一時的な再開を挟み、約3か月間休校になりました。各学校は授業時間をふやすなどして対応しておりますが、今後の感染状況次第では、再休校となり、最後まで学習を終わらせられない可能性も考えられます。このため、3年生の11月から翌年1月ころまでの約3か月間で学習する内容を出題の範囲から除くことにしたということになります。保護者からは、子供の負担が軽減されるとして、おおむね歓迎の意向が示されておりますが、都道府県によってはこの対応が異なっておりますし、私立校も別対応となります。最も懸念されるのが、子供たちが出題範囲から除かれる内容の学習に



身を入れなくなっていて、結果として学力の低下が免れない事態に至ってしまうのではないかと考えています。入試に出ない範囲の学習を生徒にどのように取り組ませるか。また、文部科学省は、新型コロナウイルスの感染を防ぐ対策として、高校入試では、受験生が在席する中学校を試験会場にすることも考えられるとしておりますが、道教委からは何らかの方針が示されているのか。

以上、2点、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 来年の3月の高校受験の出題範囲の関係でありますけれども、これにつきましては、コロナ関係につきましては、昨年度末、それから年度当初から、十勝管内も含め、各教育局も含めて、我々教育長が集まって、教育長部会等の会議だとか、全道的なズーム等による会議を実施している中で、やっぱり叫ばれておりましたのは、高校受験におかれる出題範囲について、通常どおりやるのかやらないのか、やるのであればどういう出題範囲になるのだということについては、やっぱり早期に示してほしいということが全道からの意見、要望が道教委に寄せられていたというのが実態であります。

それを踏まえまして、道教委といたしましては、早急な取り組みとして、7月10日に、議員おっしゃったとおり、出題範囲の縮小について通達があったわけではありますが、これにつきましては、中学校側のほうにちょっと確認をしたところではありますが、基本的な出題範囲から除外されたものとしても、やっぱり教育課程上は教えていかなければならない範囲であるということと、今回、除外された範囲につきましては、もともと通常、毎年の入試問題からも除かれている部分が多いということですので、これが改めて道教委として明文化されたというような押さえ方をしておりますので、これによって教育課程として省いて積み残しをするだとか、これによって入試傾向が大きく変化するというものはないというふうに関心を持って判断をしております。

それから、もう1件は、高校入試の関係でありますけれども、受験生が在席する中学校を試験会場にして実施をするという方法も、もしコロナの感染が拡大、広がって継続していけば、そういうことも考えられるかというようなことは議論はされているところでありますけれども、これについては、今のところ道教委からは、この関係については別途通知をするというにとどまっておりますし、まだその通知が来ておりませんし、今後、その動向を注視していきたいというふうに関心しております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 質問を続けますが、文部科学省、これは新型コロナウイルスの感染予防と、学校生活を両立させるための衛生管理マニュアル、これを作成して、6月の学校再開にあわせて、各都道府県教育委員会などに通知しております。学校ごとに生活圏の感染状況を判断するとして、休校については、これまで都道府県が判断を示しておりましたが、このマニュアルでは、市町村教育委員会などの学校設置者が学校ごとに

決めるよう求めるということであります。これを行うとなれば、その町村から感染者が確認されれば、答えは判断をしやすいと思うのですが、そうでない場合、例えば非常事態宣言が出された場合、また、ある程度距離の離れたところで感染者が増え続けているときにどうするのかと、そのような判断が非常に難しいことになるだろうと思います。そういうことを考えますと、道教委からは具体的な判断に関する取り扱いが示されているのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 有田教育長。

○教育長（有田勝彦君） 基本的な対処方針につきましては、衛生管理マニュアルが随時、当初出されてから改定がされております。都道府県は学校設置者に対して、地域の感染状況や学校関係者の感染情報について、速やかに情報共有を行うこととされております。

これを踏まえて、学校設置者は、北海道等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要とされています。新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態措置は都道府県単位で行われておりますけれども、学校教育活動の実施の可否やあり方については、児童・生徒等及び教職員等の生活下における蔓延状況により判断することが重要と言われております。

幸いなことに、この陸別町内においては感染者は確認されておられませんので、今のところその取り扱い事例はありません。今後、町内の児童・生徒等や教職員の感染が確認された場合、または陸別町以外の場所での感染が確認された場合、当然、地域ごとの対応となるため、学校設置者である陸別町は、保健所による濃厚接触者の範囲の特定や、検査に必要な日数、範囲で、臨時休業の必要性を検討して、実施をしていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、道とすれば、特段、大枠の中でということでもありますけれども、あくまでも感染の情報提供をいただいた中で、陸別町が独自に判断をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） ただいま衛生管理マニュアルが逐次見直しをされている件にも言及されておりました。直近では、8月8日に改定されていると記憶しております。ここでは、マスクの着用の、全てマスクを着用するわけではない、一定のルール、それから、校内の消毒を先生がこれまでしてきたのだろうと思いますが、その消毒の範囲、必ずしも全てやる必要があるかないかというようなことも書かれております。そして、この消毒を外部委託にしてもいいような内容にもなっております。これらが今後いろいろ検討されていくのだろうと思います。この件につきましては、また後日、今後の機会でもまたお伺いしたいと思っております。

それで、学習内容の密度の違い、今回、3か月ほど休校しているわけですが、これをあらわして、これまでゆとり世代と言われることもありました。これは過去のこ

とありますが、このたびの事態をマイナスのイメージでコロナ禍世代などと言われたいような対応をぜひ望みたいと思います。

それでは、続きまして、医療、福祉に関して伺います。

町内唯一の一般受診機関であります陸別町国民健康保険関寛斎診療所、これは新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言下においてもふだんと変わらない診療体制をとっていたのか。また、当町の実情といたしましては、帯広市や北網圏の2次、3次救急医療機関への転院に至る場合も多くあるわけではありますが、両地区ともに感染症発生が発生している状況下で、先方の受け入れ体制に支障はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

診療所におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、随時、所内会議等を開催しまして、協議を行って対応しているところでありますが、受診体制については、可能な限りの感染症対策を行い、時間帯などの変更は行わず、診療を行っております。

対応を変更した部分としましては、グループホーム入居者の定期処方について、代理受診を可能として、クラスターの防止にも配慮していること、また、入院患者への直接の面会は、御家族等にも御協力をお願いして、全面的に不可とさせていただいております。週末の臨時医師につきましては、一月当たり、通常、2回から3回、外部からの応援をいただいておりますが、札幌圏の感染拡大等は、月1回、旭川の契約医師のみで対応し、残りは備えの医師が対応しております。そのため、医師の休日確保をべく、週末の木曜、金曜については、常勤医師1人で対応することが多くなっておりまして、来所される方にも御不便をおかけしています。また、応援ナースについては、陸別入りしてから14日間の体調確認期間を設け、安全が確認できてから就業させる、そういう体制で対応しているところであります。

また、帯広圏、北見圏など、2次、3次医療機関の受け入れ状況としましては、帯広圏の一部医療機関で一時的に制限があったり、現在も診療科によっては手続に手間多くなったりとかはあるようではありますが、これらの要請が受け入れられなかったという例は現在まで一度も発生していないということを確認しております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 昨年の6月議会定例会で、十勝定住自立圏共生ビジョンにおける具体的な取り組みを伺った経緯があります。その中で、これは北海道の地域医療構想にも関連することではありますが、2次、3次救急医療機関の負担軽減を図るためには、1次救急医療機関である地元の医療体制の維持、拡充が必要で、医師、医療機関の連携システムの構築など、地域医療のネットワーク化を推進することが必要とされていることについてお伺いした経緯がございます。その際、管内には二つのネットワークシステ

ムがあり、当町はその一つに参加しているものの、システムは利用していないとのことであります。

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大に伴う医療の提供体制に関して、オンライン診療が耳目を集めております。感染を防ぐ時限措置として、4月からは初診患者にも認められるようになったということでありまして、こうした遠隔診療は、人と人との接触を減らせるだけでなく、受診の簡単さや在宅医療の普及につながるなどのメリットも多く、管内でも導入が始まっていて、厚生労働省によりますと、管内50か所の医療機関が、電話を含む遠隔診療に対応し、このうち13か所は初診者でも受け付けているということであります。医療機関の連携システムとは趣が異なるものの、初診患者については、特例的な取り扱いではありますが、今後はコロナ禍における新たな生活様式を推進する上でも、町内の医療自給率が他市町村に比べて低いわけでありまして、医師法等関係法令の解釈の変容の中で、オンライン診療の普及が進むのではないかと考えております。そのように考えますと、町民の健康管理の観点からも、医療機関の連携システムが必要になってくるのではないかと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 令和元年の6月の定例会で、議員からの本件に関連する質問に対し、回答させていただいた中で、管内の医療機関連携システムは大きく、先ほどもおっしゃられていましたが、二つあります。どちらもその連携の進捗状況については進んでいないとお答えさせていただきました。現在も状況に大きな変化はございませんが、今後もシステムそのものの有用性については注視していくとともに、後ほど述べる新たなシステムの動きにも対応していきたいと考えております。

関係機関等での情報の共有や町民の健康管理という、そういう視点では、6月15日に開催されました、国の健康、医療、介護情報利用検討会におきまして、健康、医療、介護情報共有方針が一定程度固まり、国民一人一人の健康、医療、介護情報、例えば健診のデータ、医療、介護のレセプト情報を連結し、国民個人がそれぞれ閲覧、管理できるようにするとともに、医療機関等でそれを閲覧し、診療に活用できるようにするとし、このために、まず、生涯の健診データを国民一人一人が自分で把握できる仕組み、また、患者個人の過去の薬剤投与の内容、手術等の内容、受診した医療機関名、検査データなどを医療機関で閲覧できる仕組みなどを、2021年の3月から稼働しますオンライン資格確認等システムを活用して構築していくという方針がまとめられ、政府はこの方針を踏まえて動き出したところであります。現在は、一連の流れの取っかかりとなるであろうオンライン資格確認等システムについて調査が行われる段階であります。内容を確認しながら、必要な体制整備をしていこうという考えであります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、次に、福祉事業について伺いますが、社会福祉施設

等における新型コロナウイルスの感染拡大への対応については、厚生労働省から都道府県に対して通知が発出されておりました。管下の社会福祉施設等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村に対する周知をお願いいたしますとなっております。北海道はこれに基づく対応を行っておりますので、保育所及び高齢者介護施設につきましては、それぞれに感染症対策のガイドラインやマニュアルが発出されておりますし、障害福祉サービス事業者等につきましても、保育所における感染症対策ガイドラインや、高齢者や介護施設における感染対策マニュアル改定版を参照いただきたいと思いますとなっておりますので、町内の各事業所それぞれに対応されていたものと思います。町は、介護保険事業の保険者として、また、障害福祉サービス事業においては、支援費の支給決定を行っている立場で、どのように指導、監督されているのかをお伺いするべきと、そのように考えておりますので、お答えをよろしくお願ひしたいと思います。

まず、緊急事態宣言下における福祉サービスの供給状況がどのようなであったのか。

通所系のサービスは、保育所を含めて、ふだんと変わらない営業であったのか。

また、入所系のサービスでは、短期入所を含めて、新規の利用を制限することなく提供できたのか、お伺ひいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 緊急事態宣言下における障害福祉サービスの提供につきましては、令和2年4月7日付、厚労省発出の事務連絡通知では、可能な場合は通所を控えていただき、サービス提供規模を縮小しまして、感染防止策を講じた上で、支援が必要な利用者に対するサービスはストップさせないという方針でありました。通所系のサービスについては、新型コロナへの不安を理由としたふれあい共同作業所の利用者2名、帯広の事業所の利用者1名からの申し出によりまして、利用の自粛を確認しております。入所系のサービスにつきましては、町内の相談支援事業所に確認したところ、事業所が制限していたわけではないが、期間内にみどりの園、とまむ園の短期入所は利用の申し込みはなかったと、そういうことであります。新規入所者につきましても、事業所として受け入れを中止していたわけではありませんが、事務的に入所希望者との面談を先送りせざるを得ず、結果、期間内に新規入所はなかったということでもあります。なお、宣言解除後は、新規入所に関わる面談等も通常時と同様の体制となっております。短期入所については、今月、受け入れの予定があると、そのように聞いております。

主な介護保険施設、特別養護老人ホームしらかば苑と、認知症対応型グループホームゆうの里、あいの里におきましては、新規入所は通常どおり行われております。

参考までに、しらかば園では、2月以降、8月までの間、町内の方2名、町外の方4名の入所がありました。また、グループホームでは、3月以降、6月までに2名の方が入居されております。しらかば園における短期入所につきましては、定員いっぱいとなった関係で受け入れられなかったケースはあったものの、新型コロナウイルス関係で

の制限等はなかったと、そのように聞いております。

保育所につきましては、自宅にて保育可能な場合は、可能な限り利用を控えていただくよう要請し、小学校、中学校の臨時休校となったことで、多くの方が保育所の子供も自宅で保育されました。また、保育所に預けることに不安があるなどの理由で、保護者の判断で自粛したケースもありました。平常時、毎日50名程度の保育がありました。宣言後は多い日で10名程度の利用となっていました。宣言解除後は、平常どおり、みんな元気に通ってくれております。

以上であります。

○議長（本田 学君） 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

久保議員におかれましては、16分あります。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、午前に引き続き、質問させていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴います緊急事態宣言から今日までに、道央圏では、介護保険施設で大規模なクラスター感染が発生して、多数の入所者がお亡くなりになられておりますし、道東でも障害者支援施設において同様の感染が発生しております。極めて重大な事態になっていたことが報道されております。このケースが特殊なものではなくて、どこでも起こり得ることで、感染者が発生した場合、同じ福祉施設であっても、保育園を含む通所系の施設であれば、休業することで当面の危機はしのげますが、入所施設の場合には、休業することになれば、入所者の生活自体が失われることとなりますので、施設では対応を続けるしかないわけでありまして。介護従事者も、感染または濃厚接触者である場合には、一定期間は業務につけませんので、施設の機能自体が崩壊してしまうことになりかねません。現時点では有効な治療薬がありませんので、対症療法で本人の免疫力に期待するしかないわけでありまして。施設の感染源は外部からに由来することとなりますので、とにかくウイルスを持ち込ませないことに尽きるのですが、万が一に感染者が発生した場合、事業継続のために、地域の行政としてどのような支援が考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 万が一、施設で感染者が出た場合の地元行政の支援についてありますが、まず、新型コロナウイルス感染防止対策に当たるのは都道府県となっております。十勝であれば帯広保健所ということになります。町は保健所と連携し、どちらかという側面、あるいは後方支援ということになります。道の施策として、現在、介護職員等派遣事業、これは案なのですが、実施される見込みで、9月2日時点ですが、

道に確認したところ、現在、決裁中だが、実施で間違いはないという、そういう回答を得ております。

大まかな内容につきましては、道で応援職員登録施設名簿を作成しまして、社会福祉施設は道に名簿への登録を申請することとなっております。それに基づき、道内の社会福祉施設が相互に介護員等を派遣することで互いに支援を行う仕組みであります。一定の費用負担はあるということでもあります。各事業所における判断になりますが、みずからを守るという観点に立てば、この制度を活用することとなると、そのように考えます。

一方、町ができることは、保健所の要請に基づく支援や、備蓄している感染防護具など、衛生資材、一般的な消耗品の提供などが主なものとなると、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） それでは、先を急がせていただきます。

続きまして、経済活動について伺います。

当町は、約1か月半にわたる政府の緊急事態宣言及び北海道知事による北海道における緊急事態措置の発出を受けて、喫緊の対策として、打撃の大きい飲食業等への支援を行ってきました。

しかし、かねてから言われていたとおり、この新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済的な影響は長期にわたることが実態として明らかになってきております。

このようなことで、管内のまちでも、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、離職した町民と離職者を雇用した町内企業に対する支援金の給付を始めるという報道もありましたが、当町は小規模事業者が大半を占める中で、事業の縮小につながるような影響が出始めているのか、まずお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 今年、猛威を振った新型コロナウイルス感染、これは全国的に拡大しまして、多くの分野に未曾有の混乱を生じさせました。

町内の事業者につきましても、さまざまな経済活動への影響がありましたが、幸いなことに、新型コロナウイルスに起因する事業の縮小、また、廃止の件は発生していないと、そのように伺っております。

また、町内では、コロナの影響による離職者や、それに伴う求人も発生しておりません。今後とも関係団体等と連携し、状況を注視してまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 当町内におきましては、ただいま御答弁のとおり、事業の縮小、廃業まで至るようなものはないということで、幸いなことだと思っております。

ただ、これは答弁は結構ですが、私が一つ心配しているのは、町内に走行試験コース

を有する大手自動車メーカー、巨額な欠損を計上して、今後、合理化が始まるだろうと思います。それから、長野県に本社があって、町内で事業所を置いております会社、これも合理化を始めたと聞いておりますので、私、個人的なのかもしれませんが、一抹の不安は持っております。

それで、質問を続けさせていただきます。当町は、国の第1次補正予算における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする1次補正で3,912万2,000円、それから、2次補正では1億2,699万9,000円の対策事業を実施しているもの、それから予定しているものがございます。それらを財源に、既に対策事業を行っているわけでありましたが、今後、影響が懸念される農林業についても、今回の2次補正で町独自に営農継続のための支援事業を行っております。

一方で、林業については、最初からもともと木材の素材販売が中心でありましたが、梱包材の需要が極端に落ちているということで、町内の製材工場の土場を見ますと、リングバーカー、皮むき機であります。皮をむいた後の原木が多く積み上げられております。本来は、この時期は原木の在庫が減る時期であります。それにも関わらず、多く積み上げられているということは、原木の供給業者の作業量を維持するために必要以上に原木を受け入れざるを得ないのだろうと、そのように思っております。

このような状況下で、感染症対策の国の支援のメニューであります。新型コロナウイルスの感染症に伴う経済対策の概要の中の、国産農林水産物等販売促進緊急対策事業、これが流通業者と生産業者、それぞれに支援策が講じられておりますが、その利用について、受益者及びその関係団体から、町に対する相談や要請があったのか、お伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の国産農林水産物等販売促進緊急対策事業につきましては、農林水産省の補助事業でありまして、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、インバウンドの減少等により、在庫の滞留、また、価格の低下、売り上げの減少等を生じている品目、牛肉、果物、林水産物等が対象になるものと、そのように理解しております。

現在のところ、関係団体等、受益者からの本事業にかんする要望、相談はありません。さきの質問どおり、引き続き情報収集に努めてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 3番久保議員。

○3番（久保広幸君） 経済対策につきましては、このほかにも質問を用意していたわけですが、時間があと6分になりましたので、一部変更いたしまして、次に、防災計画について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえて、国は、国や地方自治体の実施する防災対策を示した防災基本計画を改定しております。避難所は不特定多数の住民が密集し、感



感染症のリスクが高いとされることから、避難所の過密を押さえるなど、感染症の観点を取り入れた対策が必要であることを明記したということでもあります。

また、豪雨などによる風水害についても、数十年に一度の大雨と言われつつも、この表現の運用開始から7年間で計16回も警報が出されているということでもあります。このようなことから、平成27年の水防法改正で、災害規模の想定がそれまでの50から150年に一度の大雨から、1,000年に一度、想定し得る最大規模の降水量に改められております。改定が義務づけられております洪水ハザードマップで周知されることになるとは思いますが、1,000年に一度と言われましても、誰も体験していないわけですから、経験則では推しはかれないということだと思います。

いずれにしても、これまでの防災の常識が通用しなくなりつつあると言われており、避難が必要になる確率は確実に高まってくるとは思います。当町におきましても、本年3月に、町内26か所の急傾斜地崩壊危険箇所等の基礎調査結果の通知が道からあったということではありますが、全てについて土砂災害警戒区域で、うち12か所は土砂災害特別警戒区域ということでもあります。今後、北海道知事による指定に向けて、当該箇所に居住される住民を対象に、説明会を行う方向で協議しているということでありました。

本年6月末現在、全道7,667か所の土砂災害警戒区域、それから、5,550か所の土砂災害特別警戒区域の指定が終わっておりますが、当町の26か所についてもそれらに含まれているのか。また、この指定が行われますと、地域防災計画への記載など、危険の周知、警戒避難体制の整備が必要になりますが、その対応の状況をお伺いします。

なお、この後、町内の日常生活に密接する業務の委託を受けている業者が万が一に新型コロナウイルス感染症に感染した場合の町の体制をお聞きすることになっておりましたが、時間がありませんし、また、二つ目の質問でありますSDGs、持続可能な開発目標の取り組みにつきましては、この後、同僚議員が質問しますので、私の質問は今後には繰り延べたいと考えております。

したがいまして、ただいま申し上げましたように、今質問しました急傾斜地の関係に関する地域防災計画への記載などに関する質問を最後にしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 時間もないので、手短にお答えしたいなと思います。

本年度、3年に一度の総合防災訓練を実施する年でありまして、10月6日に実施すべく、ただいま準備を進めております。今回は、新型コロナウイルスの関係がありまして、実施の有無から検討を進めてまいりましたが、感染防止の観点も含め、通常よりも規模を縮小しまして、福祉避難所の開設と、それと、コロナ感染症対策も含んだ避難所開設訓練として実施する予定であります。本来であれば、町民の皆さんに展示、また、

見学していただくということになります。今回は過密を避けるため、小規模での実施を考えており、実際に避難所を開設する側の訓練をメインとする予定であります。この訓練の結果なども踏まえまして、防災計画に感染症の観点を取り入れていきたいと考えております。

当町においては、本年度、ハザードマップを作成いたしました。災害に対する備え、また、洪水時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域の箇所、また、避難場所等を表記したものを全世帯に配布する予定で、現在、準備中であります。今月中に配布する予定です。

土砂災害特別警戒区域等、地域防災計画に登載する際には、その区域を北海道が告示する必要があります。その前段に対象地域の住民、地権者に対しても説明を行わなければなりません。本年度につきましては、コロナウイルスの影響等でまだ開催できておりません。年内をめどに、書面での開催も視野に、説明を行い、年度内に告示してもらうように進めていきたいと考えております。告示された後、地域防災計画に登載することとなります。

以上でございます。

○議長（本田 学君） 一般質問を続けます。

1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） それでは、今日はコロナウイルス感染拡大におけるインフルエンザとの同時流行を見据えて、インフルエンザ予防接種費用の助成拡大についてと、診療所の発熱患者と通常外来患者との空間分離についてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

コロナウイルス感染拡大で、日常の生活が脅かされて半年以上がたちました。現在も、これといった予防策もなく、治療薬も開発段階で、一人一人が日々の生活で、手洗い、消毒、新たな生活様式を取り入れながら、不安の中、生活しています。

3月からの学校の長期休校にも、子供たちも戸惑いながらも我慢の生活を強いられ、保護者も大変苦勞したことと思います。行事も中止や縮小される中、先ほどの教育長の話にもありました、12日には小学校で運動会が開催されたことを本当にうれしく思います。

今年は、本町も暑い日が続き、いつもより夏が長く感じましたが、先週末から急に気温が下がり、すっかり秋の気候に変わりました。あと1か月、2か月後には雪が降り始めて、また寒い冬がやってきます。それと同時に、例年どおり、風邪やインフルエンザの流行も始まります。

特に今年は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行、ツインデミックと言うそうですが、それを見越して、最大限の警戒をすべきと、早期のインフルエンザ予防接種を強く推奨を呼びかけています。

このような情報のもと、本町でもインフルエンザ予防接種を受ける方がふえると予想

されますが、例年であれば、本町はインフルエンザ予防接種は11月からの受け付けと  
しています。

まず一つ目に、今年の接種予定とインフルエンザワクチンの確保数について。そし  
て、元年度の決算書には、衛生費でインフルエンザ予防接種が439名、後期高齢者特  
別会計で372名とありましたが、このほかにも接種している方がいると思うので  
すが、わかる範囲で、本町のインフルエンザワクチンの接種人数を教えてください。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、今年のインフルエンザ予防接種の日程とワクチンの確保  
数ということではありますが、診療所で行うインフルエンザ予防接種につきましては、  
ワクチンの供給が受けられたときからと、そのように考えていますが、今年のワクチン  
の診療所への入りは10月に入ってからという状況のため、明確にいつからという周知  
ができない状況にあります。今のところ10月の半ばには始めたいと、そのように考  
えているところであります。

ワクチンの確保につきましては、例年の数量は確保しておりますが、最初から全部の  
確保ということになりません。全国の配分バランスによって段階的に入荷となる見込み  
であります。

また、このワクチン接種は、診療所に限らず、対応している医療機関であれば、基本  
的にはどこでも受けられるというものでありますので、各自の判断で町外の接種をして  
いただくこともできると、そのように思っています。

また、二つ目の人数のほうなのですが、今、手元に詳しい資料はないのですが、診療  
所では一応1,200人前後となっております。そのうち、助成対象者が約1,000  
人、そのようにとらえておるところであります。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 例年では11月だけけれども、ことしはインフルエンザワクチ  
ンが病院に入り次第、順次、高齢者や体に疾患のある人から受けていくことになるの  
でしょうか。

それと、インフルエンザのワクチン、1,200名近いということで、小学生とかは2  
回受けている子もいると思うのですけれども、かなりの、人口の半分ぐらいの人が受け  
ているということで、かなり接種率は高いというのわかりました。

昨年は10月には帯広の小学校でインフルエンザの流行で学級閉鎖になったところも  
ありましたので、このインフルエンザのワクチンは効果が出るまで1週間ぐらいかかる  
のを考えたら、優先順序はあると思いますが、めどが立ち次第、町民になるべく早く周  
知をして、接種をしてもらうようにしていただきたいと思えます。

そして、今年は多くの市町村で、今までインフルエンザの助成を行っていなかったと  
ころも、一部助成を行ったり、無償にしたりと、新たに助成を行うところも多くあるよ  
うです。本町は、ありがたいことにインフルエンザワクチンの接種助成要綱で65歳以

上の方や高校生までの子供たちなど、8項目の対象者が無償で受けられます。しかし、今年に限っては、コロナ感染症とインフルエンザは初期の症状が似ていますので、医療現場の混乱を防ぐためにも、できるだけ多くの方がインフルエンザ予防接種を受けて、少しでも罹患する人が減らせるように、要綱の拡充をしてはどうかと思いますけれども、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） インフルエンザ予防接種の一部助成についてですが、陸別町では、国などが求めるものを超えて対象を拡大して実施しているところであるというのは、議員も今おっしゃったとおりです。さらに拡大しての費用助成についての考えは今のところ持っておりません。

別の視点となりますが、ワクチンのまず安定供給を考えた場合でも、無制限に助成を拡大することでワクチンの不足を招き、優先的に接種すべき方が受けられなくなるという、そういう恐れも実際あります。例年、診療所でインフルエンザワクチンの予防接種を受けられる方は、先ほど申しました1,200人前後となっており、そのうちまちの助成、あるいは国保や後期高齢者医療の助成対象者は、合わせると約1,000人の方が費用の助成を受けているということであります。ほかに民間等の事業所単位でも助成を行っているところもあるようであります。費用の助成は、その趣旨を鑑みた場合、低所得者層や優先接種の対象となる健康弱者に対して行うべきものでありまして、一定の線引きをし、支払い能力のある方には応分の負担を求めるべきものと、そのように私自身考えております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） 今の町長のお話だと、インフルエンザワクチンを無償にすると足りなくなるということですがけれども、最初に優先順位を決めて受けていくのですから、余るかもしれませんし、足りなくなることもあるかもしれないですがけれども、インフルエンザのワクチンの助成が受けられないというのは、18歳から64歳の健康で働き盛りの人が対象になると思います。そして、子供たちや家の保護者や家に高齢者がいる家族、弱い人たちの周りにはいる大事な人たちの健康を守らなければ、その子供たちやお年寄りたちに影響が出てしまうと思います。家族がインフルエンザなど病気にかかったときに、一番そばにいて看病するのが、助成外の18歳から64歳の年齢の方たちだと思いますし、そして、仕事をしている上、いろいろな方と接することの多い年代です。

コロナが流行し始めたころは高齢者が多かったのですが、現在は20代から50代の感染者が圧倒的に多くなっています。コロナウイルスについては、若い人は比較的軽症だと言われているものの、インフルエンザと症状が似ていることから、一番注意しなければいけないと思います。体力があるので、つつい油断してしまうこともあります。予防接種をしたからといって絶対かからないということはありませんが、ワクチンを接

種しなかった人の発病率が30%で、接種した人の発病率が12%と、一定の効果はあります。会社などでも助成はしていると思いますけれども、例えばいろいろな企業でもしていますし、共済組合など、仕事場の組合などで、扶養家族にも一部助成を行っているところもあります。本町のインフルエンザの料金は、去年は3,500円で、もし両親2人が接種したとしたら7,000円で、家計にはとても大きな出費となります。コロナ禍でなければ、予防接種を受けないでインフルエンザに罹患しても、今はインフルエンザにはとても特効薬があるので、健康な人は予防注射については受けなかった人も多いかもしれませんけれども、今はかからないことを第一に考えなければいけません。本町も毎年助成するというのではなくて、今年度に限り、どうなるかわからない状況の中、今できることをしっかり行い、町民に冬に備えていただきたいと思うのですけれども、もう一度町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時28分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、ワクチンに関する基本的なことなのですが、ワクチンの購入数というのは、例年の購入をベースにして、それを見込んで全国的に、そして入ってくるという状態ですので、例年、ワクチンがなくなったらそれで終わり、その時点で終了ということにしています。ですから、拡大するというのはかなり難しいことになると、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） インフルエンザのワクチンに対する助成の考え方は、今聞いたように、検討はしていないということですので、町民の皆さんがそれぞれ健康を守ってこの冬を乗り切れるように、頑張ってくださいように、町としても何か応援をできることはして行ってほしいと思います。

最後に、インフルエンザのワクチンの接種の告知などはなるべく早くしていただきたいと思っております。

それでは、次に、発熱外来についてお伺いいたします。

本町は今のところ幸いにもコロナウイルス感染症の患者は確認されていませんが、現在、発熱患者が外来で来たときの対応と手順についてお聞きいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、診療所では、発熱など、感染症が疑われる患者さんには、レントゲン室前を待合としております。診察もレントゲン室で行っております。コロナ禍の現在、発熱外来患者の中でも肺炎症状が疑われる患者さんにつきましては、別室を使用し、医師、看護師とも感染予防対策を行った上で診察を行っております。ま

た、待合室も間隔をあけてお座りいただくようにしていますし、随時、看護スタッフ、また、事務のスタッフ、清掃スタッフによる除菌を行い、感染の対策に当たっています。

さらに、さきの議員の御質問に対する答弁で述べたような代理受診であるとか、また、応援医師の招聘制度、また、応援ナースの就業までの安全確認期間を設けるなど、今できる最大の感染対策を行いつつ診察に当たっていると、そのような状態ではありません。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 今の町長の答弁で、発熱患者は裏の廊下で待ってもらおうということでしたけれども、まず患者さんは表玄関から来て、発熱の場合はレントゲン室にいて診察を待つ、もしくは直接裏から来る方もいるかと思うのですけれども、受け付けをして、そこで診察を待つことだと思います。発熱患者は、今、レントゲン室を利用しているということですが、そのとき、外来患者が入って、レントゲンを撮る人もいるでしょうから、そのときはそこをあけてレントゲンを撮るようになっているのでしょうか。

また、発熱患者を診察する、同じ診察時間内での狭い空間でのことは、レントゲン室を使ったり、本来の目的で使ったり、発熱患者を診るのに使ったりと、とても手間が多いことだと思います。そして、裏の待合室の通路には清掃の人が何度も通りますし、もちろん入院患者の食事や、看護師さんも通ります。受け付けの方は精算のたびにそこを行ったり来たりしなくてははいけません。裏の通路の待合室で患者同士の距離を保っていても、付き添いの人も入れると、大体5組ぐらいいるといっぱいになってしまいます。私も子供の付き添いでよく病院に行くことがありましたが、うちは風邪だけれども、すぐ隣にインフルエンザの患者が座っているということは普通にありました。しかし、こトシはコロナ感染症もありますので、絶対にそんなことがないようにしていただきたいと思ひます。

そして、実はうちの娘も8月に38度の熱を出しました。2週間以内には、町外はおろか、家からも出ておりませんでしたし、発熱以外に症状がなかったので、エアコンによる夏風邪だと思ひていましたが、人目を気にして病院には連れていけませんでした。町外の病院も考えましたが、高熱があつて、わざわざ町外の病院へかかるのも余計に怪しまれると思ひて、大げさに対応されてしまうかもしれないと思ひ、結局、病院には行かずじまいでした。幸い、3日で熱は下がり、元気になりましたが、病院へかかるのが一番早く治るとわかつていても、やはりいろいろ戸惑つて、行くことができませんでした。そんな話を知り合いにすると、同じ思ひをした人が2人いました。ということは、発熱で病院へ行きにくいと思ひている人がまだいると思ひます。行きにくいというのは、コロナ感染症が流行しているこの時期に、人目や噂が気になるのはもちろんですが、ほかの人に移したらどうしようという患者の気持ちもあります。患者や家族が安心

して病院を受診できるようにするには、受け入れるほうがしっかりしたルールを示すことが大事だと思います。発熱患者がふえる時期になったら、例えば通常の外来は午前中にして、午後から発熱外来にするという方法もあると思います。定期的に診察に来る患者さんも、そのほうが安心できると思います。緊急時を除いては、電話予約の徹底や、ドライブスルー診察ではないけれども、混雑時には呼ばれるまで車の中で待つなど、決まりをきちんと決めて、町民に徹底して周知をしていただきたいと思います。地域の病院として安心してかかれる体制をつくってほしいと思いますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えしたいと思います。

診療所側も、議員もわかっているとおり、限られたスペースであります。大きな総合病院で見ても、なかなかその動向、関らないようにとか何とかということで苦勞している姿を見ているのですが、ましてうちの病院の面積であれば、議員おっしゃる心配事はあるのですが、先ほど私、答弁したように、レントゲン室を使ったら、その後、どうするのだということは、それは私どもより先生、そして看護師さん、それ以上に気を使って、そういうときはどうするとかという話し合いがなされていて、それも見越して、出た後にはきちっと除菌をして、そして安心できるように、その後に入ってもら、そういう工夫をしているそうであります。

それと、先ほど発熱の方がなかなか行きづらいつかというのがありますが、私として、まずその質問の前に、やっぱりコロナ、誰しもかかりたくてかかる人はおりません。ですから、岩手の知事さんもおっしゃっていましたが、1号が出ていないときに、何も心配なくていいですよ。かかったらかかったで恥ずかしくないように、うちの県は皆さん見ているからということで、陸別町もいまだ出ていないというのはすごく幸せなことなのですが、私、常々思っているのは、やっぱり議員の皆さんもきっと思っていることだと思うのですが、誰が出て、誹謗中傷とか、こういう狭いまちですから、どうしてもそういうのがありがちなのですが、俺が、私が、かかりたくてかかってきたものでないですから、そこら辺はうちのまちの町民の皆さんは理解を示していただけるのではないのかなと思います。ただ、そうやって、やっぱりなかなか来づらいつか、ほかに話を聞いたら、そういう人が何人もいましたよということなのですが、基本的には、それぐらいのやっぱり熱とか何とかがある場合には、前にもお話ししていますが、まずは保健所に確認をしていただいたり、ただ、なかなか電話が混んで、こっちのほうはその心配はないと思うのですが、つながらなかつたら、その旨、こちらに相談していただければ、うまく受け入れ、安心してできるような方策もできますが、まずは決まりどおり保健所に、そういったときは相談していただければいいのかなと、そのように思っています。

また、発熱患者さんが多数来院の場合は、ときには車の中で待ついただくとか、そ

うということもしていただくということは今検討しているところでありまして、議員さんや私らの心配しているようなことも、今、内部できちっと話し合われているということも事実でございます。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。

○1 番（中村佳代子君） 発熱の患者も、コロナかインフルエンザかというのはなかなか自分でも判断つきにくいので、急に保健所に電話するというのではなく、やはり最初は調子が悪いと診療所に連絡が来ると思います。コロナウイルスではなく、インフルエンザや風邪も含めて、発熱患者の方が病院に来やすいように、まずは病院にかかるルールというのを決めたら一番いいと思います。電話をして、何時に予約するとか、そういうふうにすることが、一番患者も安心して来られるし、周りの患者さんや、受け入れるほうも安心できると思います。

先ほどの話で、オンライン診察やプレハブなどをレンタルして発熱外来専用としているところもありますけれども、これらを新型コロナウイルス感染症対応創生臨時交付金にのっかってそういうのをやっているまちもありますけれども、陸別はそこまでの人数は、患者さんも少ないと思いますので、何とか発熱患者と通常患者を分離して、そのルールを町民に告知するような形をとってほしいと思いますけれども、もう一度町長にお伺いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げましたが、ケース・バイ・ケースで、先ほど車の中で多いときは待っていただくとか何とかと言ったり、自宅にいらっしゃって持って、携帯で連絡差し上げてやるとかということも実際やっていることでありまして、それ以外のことも、お客さんというか患者さんのためになって、何がいいのかなということを考えています。

ただ、議員おっしゃるように、完璧なことというのは、これはどんな大きな病院でも、やっぱりそれはなかなか無理であろうと思うのですが、考えられるリスクはなるべく避けていくようなことをしていきたいなと思います。

また、今後、近隣や管内でコロナの患者が大幅にふえてきた場合には、議員の御意見の也有りますが、診療時間の変更、例えば午後は発熱患者、発熱外来のみにするなど、一定の区切りをしていく必要は出てくるのではないのかなと、そのように考えています。

いずれにしましても、状況を見ながら判断していくということになります。ですけれども、基本的には、いずれの場合にしましても、一般の外来をとめるというのは、地域診療の使命を考えたとき、いかがなものかと、そのように思っていますので、なるべくそれは避けたいなと、そのように思っています。感染の拡大期にあっても、地域の診療所としての機能を果たすために、近隣を含め、管内の医療機関相互の役割分担の中で対応していくのが望ましいのかなと、そのように考えているところでもあります。

○議長（本田 学君） 1 番中村議員。



○1番（中村佳代子君） 流行期にはこれからいろいろ考えいくということですが、まず、町民が戸惑わないように、それを明確に指示を出していただけるようにしていただきたいと思います。なるべく正面玄関から入って受け付けをするのではなく、まずは電話で一報して、裏から、何時に予約するという、そのような明確な方法をとるのが町民にとってもわかりやすいと思いますので、ぜひその辺をこれから検討していただきたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の御意見も参考にしながら、これから町民目線に立ったやり方を内部でも検討していきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 1番中村議員。

○1番（中村佳代子君） さっきの議員の答弁にもありましたけれども、今、診療所でアンケートをとって、いろいろないい方法を考えようとしているそうですので、私も以前、1か月前に病院に行ったときに、とても何か雰囲気が変わって、明るくなったような、診療所にかかったときにそう思いました。皆さんが町民の健康のために働いてくれているのだということがすごく伝わりましたので、今後ともよろしく願います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そう感じていただければ大変ありがたいなというふうに思っています。一遍にはなかなかできないことではあるのですが、内部のお医者さん含めて看護師さん、そして事務職員、一丸となって、今、陸別の、どういう診療所がいいのか、町民の皆さんに喜んでいただける、陸別らしい診療所づくりというものを、今、一丸となって進めているところであります。皆様方のこれから御理解もよろしくいただきたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 2時まで休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 2時00分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） それでは、私の9月定例会における一般質問を行いたいと思います。

いずれにしましても、通告しておりますので、それに沿って質問していきますので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

私は今回、豪雨災害に備えての対策という1件のみでございましてけれども、これを取り上げたのは、近年というか、7月から豪雨災害、本州、北海道にも影響を及ぼすと。

過去、4年前に清水、新得、そういうところで豪雨災害があったと。そういう中で、勝毎のデータを見ますと、30ミリから50ミリという降雨については、ここ3年か4年ぐらいで来ていると、そういう記事もありましたので、決して他人事でない豪雨災害が起きる、そういう可能性があるということです。私は、災害ということになれば、ひと括りに豪雨によるというか水害だけではなくて、火山であるとか地震であるとか、それから山崩れとか、そういういろいろな災害がある。春先には雪解けの降水の場合は氷が溶けたやつが丸っきり水路にふさがって流れると、そういうようなこともございますので、あえて私は今回は水害ということに絞って質問いたしますので、よろしくお答えをお願いしたいと思います。

第6期の総合計画の88ページの防災体制の充実とある点を読み返してみますと、この点については、地域防災計画をつくりながら、あるいは食料等、あるいはそういうものの、避難したときにはそういうものの備蓄計画に努めていきますとか、あるいは発電機を用意するとか、それから、情報の伝達については、本町の規模と地域にあった検討が必要だというふうに一応計画ではされていますので、その検討がどれほど行われているのかということも質問していきたいと思います。

それから、基本的な方針としては、計画、自然災害の頻発化、あるいは激甚化に踏まえて、災害の発生しにくい環境づくりに努めますと、そういうふうにならざるを得ないと思います。そういう点で、通告している科目でお答えを願いたいと思います。

それから、災害に強いまちづくりということで書かれているわけなのですが、北海道の管理の河川については、安全対策等については必要に応じて要望していきまわすというふうにも計画の中で書かれておりますので、その点にも触れて質問していきまわすので、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

まず、①については、緑町、元町の住宅地における利別川の築堤の完成計画または川底の掘り下げ工事予定はということなのですが、これは先ほど清水、新得の災害があったときと同じく、当町においてもかなりの洪水が起きた中で、いわゆる元町、緑町の点については、もうあと何ミリか多ければ、川が、いわゆる堤防というか、堤防がないからつくれということなのですが、越水して元町の住民の方に非常に災害が起きる可能性があったということで、私は災害が起きたとき、すぐに、終わってからですけれども、見た結果、本当に危機一髪だったなというふうには理解しております。そういった意味で、これを早く築堤を完成させないと、元町、緑町の住民の方は、やっぱり安心してあそこに住み続けられないと、そういうことで、緑町には特に障害施設がありますので、この辺についての築堤の完成計画または、少なくとも川底を少しでも、築堤が完成するまででも、川底を下げることによって災害がある程度防げるのではないかと、川底の掘り下げの工事ということで通告しているわけなのですが、その辺の予定。これは先ほども言いましたように、北海道の、利別川ですから、開発局なのか、国なのかわかりませんが、聞いたところによると北海道の管理下というふ

うに聞いていますので、その辺の聞き取りで、どういうふうにお答えをもらえたのかなということで、まず一番先にお聞きしますので、よろしく申し上げます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、御質問の件でございますが、事前に通告していただいておりますので、まず、この御質問の件につきまして、利別川を所管しております、これは北海道でございます。確認をいたしました。利別川河川改修事業につきましては、平成16年度より、これは下流の足寄町から工事を行ってきたところですが、平成28年8月の台風によりまして、被災を契機に、陸別町市街地区を早期に着手する必要性があると判断されまして、令和元年度より、新町1区地先から緑町地先までの間、これを利別川改修事業陸別地区としまして着手しております。

議員から御質問のありました緑町、元町についてでございますが、現計画では、国道橋の陸別橋上流部から緑町までの区間を令和4年度に着手をして、令和6年度完成としておりますが、今後、国からの事業予算の内示次第では変更もあり得るとのことでございました。

また、陸別地区を含めまして、現在、下流から行っております改修事業の中の河川断面掘削工事につきましては、暫定的なものであることから、現在の工事が上流部まで終わりますと、再度、下流側から計画断面での掘削工事を行い、完了するということとなります。

これまで当町では、当該事業について、毎年北海道へ要望しておりますが、今後も引き続き早期完成に向けて要望を続けてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今のお答えでは、令和4年から着手して、令和6年で完成していきたいという築堤の関係なのですが、やはり先ほども言いましたように、何年かおきにあるし、災害というのは今日起きるかもしれない、明日起きるかもしれない、けれども10年後かもしれないという、そういう未知数なのですが、いずれにしても、少しでも防災をするためには、河川の築堤をつくると。そして、住民が住んでいるところは早めにか、先行の構築をしていきたいというのが普通の目的なので、今言ったように、そのときによって計画が変更するかもしれないという答弁をいただいたのですが、早めにやられることはいいのですが、遅れるようなことはぜひないように、町長のほうから常に陳情とか要請をしていってほしいということ、ここで私の質問に約束していただきたいなど。あくまでも相手がある話ですが、基本的には住民の住んでいる場所だけでも早期にしてほしいと、そういうことを常に言っていただきたいと思うのですが、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおりでございますが、私どもも同じ認識、共通認識を持っております。ただ、川の場合は、どうしても下流からやっぱり上のほうにとい

うのが、これは鉄則みたいなものですが、今、議員おっしゃったようなことも常々申し上げまして、要請をしていきますし、これからも引き続き要請してまいりたいと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） やはり居住地というか、人命第一の防災をしていくことが大事だと思うし、下から順番にやっていくのが順番だと思うけれども、上流で利別川の一番最後のまちでありますので、そこから、先回の大水では、4年前ですけれども、足寄は大変な目に遭ったと。そういうところもあるけれども、あそこも、やっぱり住民がいるところを先にきちっと築堤していれば、そんなに被害が起きなかったのではないかなと思うので、やっぱり人が住んでいる場所については先行していただくということを常にお願ひして行ってほしいと思います。

②の、栄町の落合さん宅というか、個人名を言っていますけれども、僕が聞いたところによると、一間川ということらしいのですよね、栄町の。その排水路の清掃管理はということなのですけれども、住民に聞くところによると、その栄町の自治会の人たちが、水路というのですか、その排水溝を掃除して、そして水の流れをよくするように、草刈り等していたと、そういう話を聞いて、しかしながら、近年、高齢になってというか、年齢的にもあるし、今、人数も少なくなったので、していないのですよという話を聞いた段階で、これは何とか町でというか、公のお金を出して掃除しなければならぬと。僕が特に気にするのは、今言った、個人名ですけれども、落合さん宅から上流部分はきちっと水路は見えるのです。掃除は余りされていないけれども。しかし、国道をまたいでその下、利別川に、いわゆる緑町のほうに抜ける川の排水路は、見たところ、草も刈られていないし、結構木も大きくなっているということになれば、やっぱり水の流れが悪くなると思うのです。そういった意味で、そこをきちっと掃除して、水の流れをよくして、今言った洪水に備えるという、そういうことが必要でないかということで、今質問しているわけなのですけれども、その辺についての対策はどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、あそこの川、一間川という名称でございまして、これは陸別町で管理する普通河川ということになっております。排水路の清掃につきましては、近年では平成26年と30年ですか、委託業務において、部分的ではありますが、河道整備を実施しております。今後も現地の状況から、必要に応じて維持管理してまいりたいと、そのように思っています。近隣の住民の皆さんに迷惑をかけないように、そこら辺も含めて考えていきたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 辛口的に言いますけれども、私も質問を1週間前にしているわけなのですけれども、担当者としては、実際、現地を見られましたか。

○議長（本田 学君） 清水建設課長。

○建設課長（清水光明君） 通告をいただいた後、現地のほうを見てきました。今、議員おっしゃられたとおり、上流部のほうでも、部分的ですけれども、草とかが、段々に水路がなっているので、流速の遅いところは土がちょっとたまっていたり、そこから草が生えていたりという状況でしたが、それ以上に国道から下流、国道の下、鉄橋のところまで見てきました。自分でも歩くのが大変なぐらい、草の背丈が長くてあれでしたが、幸い、断面については、思った以上に土とかがほとんどなくて、断面のほうは確保されて、ただ、今、議員おっしゃられたとおり、草のほうが長く生い茂っている状況です。そういった状況は確認できましたので、今後、対応を考えていきたいというようなことで担当課では考えております。

以上です。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、担当のほうから変則的な答弁をいただいたのですけれども、変則というのは、町長が答えていただきたいのですけれども、いずれにしましても、あそこの住民は四、五人いますよね。だから、やっぱり地域住民の人たちが安心して水の流れを見ながら、余りにもひどければ避難するという、そういう体制もとれると思うのですけれども、今、担当のほうから、草がひどくて歩くのも大変だった、けど水路は、確かに水がいつも流れているせいか、詰まったとか、そういうのではないです。しかし、大きい木、柳だと思うのですけれども、そういうのが生えている。そういう現況を早急に除却しないと、そこでごみが詰まって、そこであふれるという可能性がありますので、ぜひ鋭意努力して、掃除していただければと思います。今、台風シーズンで、今年は少ないとはいっても、あちこちで変則的な進み方をしている台風でありますけれども、直撃を受けたときには、今言ったようなところがあると思います。それはほかの質問でもありますけれども、いずれにしても、早急に、今やらないと、冬場には雪をはねながらということはありませんので、そういうことを取り組んでいただきたいと思います。よろしく対処していただきたいと思います。

それから、③の下斗満のJA哺育センターにおける斗満川の護岸の計画予定は。

これは今から4年前の洪水があったときに、私が、どこまで被害があったのかなというところで、当町においても新町の利別川があふれそうになっている、ああいう築堤されたところでさえもあったので、どういう状況かということで、1回見に行ったら、当初は、あそこの哺育センターでは、川と哺育センターの間に、いわゆる放牧ではないけれども、そこを一つの運動場みたいにしていたのですよね。ということは、牛を放してパドックみたいにしていた。それが、今回見ると、もうパドックどころではないというくらい浸食していると。それは4年前の水害だけでなく、毎年の冬の雪解け水とか、あるいは今までも何度か川があふれたときに浸食したのではないかと思うので、私が見る限りにおいては、4年前と同じような洪水が来たときには、哺育センターのいわゆる

畜舎まで浸食されるというふうに私、見たわけなのですけれども、そのことについて、あれはトナム川ですので、これも道河川だと思えるのですよね。そういった意味でいくと、道に、こういう部分的な場所だけでも護岸して築堤してほしいということを思って通告しているわけなのですけれども、その辺についての取り組みはどうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） この御質問の件も、おっしゃるとおり、これは斗満川も所管は北海道であります。また、確認をいたしました。確認をしたのと同時に、現地にも行ってまいりました。当該箇所につきましては、斗満川の浸食を受けたことから、平成27年に、地先より北海道へ護岸工事の要望がありまして、平成28年までに完了していると、そのような返答でございました。

対策につきましては、現在、帯広建設管理部で検討中でありまして、その後、地権者と協議を行いたいと、そのように聞いておるところであります。いろいろ距離や高低差等々もあるでしょうから、そこら辺も、今言ったようなことの返事をいただいているところでもあります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） この件についても早急に取り組んでもらわないと、工事というのは、大概川を守るというのは冬場なのですよね。ということは、工事中に大水が出たり台風が来たとかといったら大変なので、今シーズンというのですか、今回の冬場に向かって、すぐということではないけれども、すぐにしてもらったほうが僕はいいと思います。先ほど町長の答弁では、27年、28年に一応築堤したような、僕も見ました。それはいわゆる河川地と、本地というのですか、あそこの土地というか、JAのほうで多分あれは買ってはいないと思うのですよね、土地は、借りていると思うのですけれども、その境目のところにつくっているのです。それ以上は本地のほうに、民地に入るので、しないというふうに僕は聞いていたのですよね、それ以上の築堤は。でも、あれだけ浸食されてきたら、早急に築堤を、簡単に言えば河川地内でもいいからつくらないと、本地、今言ったように、パドックがあったぐらい広いところがほとんどないみたいに流れるという、そういう状況の中では、簡単に言えば、先ほども言ったように、今シーズンというのですか、今年の冬というのか、来年の3月までの間に工事をしてもらうように、早急に取り組んでもらわないと、冬、春先の雪解けでもかなり危ない面が出てくると思うので、その辺を、今、町長言ったような高低差もあるということなのですが、かなり、いわゆる私有地というか民地に入り込んできているという状況ですので、すぐにでも、もちろん今言ったように、現地を見てきたということでもありますので、早急に上げて、今年無理なら来年というか、そういうようなぐらいに早急に僕は必要だと思う。そうでないと、あそこにいる家畜のやっぱり生命が脅かされるという、そういう被害もあると思いますので、その辺についてもう一度考えを伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げましたが、所管の帯広建設管理部と地権者と打ち合わせ、協議をして、なるべく早くというようなことで進めていただきたいと、そのように思っていますし、こちらのほうからもその事情等は話しておきたいというふうに思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） なってしまっ、被害、復旧工事でというような形は、余り僕はとってもらいたくないのですよね。というのは、やっぱり予測されることについては早急にやらないと、工事費も、災害が起きてから、国から災害復旧費というのが来るから、それがいいのだという、そういうものではないような気がする。

近年、8月6日、今年ですね、警戒警報が出るぐらい、陸別は線状降水帯というのかな、そういうゲリラ豪雨みたいなものがあつた。聞いてみますと、24時間の降雨量は45ミリというふうに言われたのですよね。1時間当たり、短時間のうちには15ミリだと、そういう状況も聞いた中では、やっぱりいわゆる陸別、トマム方面の降水量というのは、今言ったように、これは全国的ですけどね、線状降水帯というのは。そういう状況がある中で、少しでも、簡単に言えば、一日でも早くやっぱり護岸をしていくことが、後々、経費がかからないということを含めると、やっぱり早急に取り組んでほしいと私は思います。そういう何年に一遍にとか、50年に一遍の豪雨だとかという時代に入ってきますので、新聞の記事によりますと、今までのような降水帯の形にならなくなってきたと。予測できない、そういう実態があちこちで見受けられるということから言えば、早急にこういう対策をとることが大事だと思いますので、その辺について、鋭意努力してというのを道に働きかけてほしいと思いますけれども、その辺についてもう一度お願いします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） その思いは言っていますし、先ほど言ったとおりであります。働きかけてまいりたいなというふうに思いますが、あくまでも基本は先ほど申したとおりでありますので、御理解いただければと思います。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） あくまでも町の金でやるわけでないから、すぐはできないけれども、やっぱりそういう働きかけを常にしていないと駄目ということで、ぜひお願いしていきたいと思つます。

それから、4番目の、中陸別旧三好さん宅前で道道51号線との接点があるところ、あそこも先ほどの洪水のときもかなり浸食されたけれども、あそこ、何ぼか護岸がされているので、食いとめられたのかなと思うけれども、越水したときには、もう完全に道道は浸食されます。そういった意味で、道道の51号と陸別川の接点近くと申しますか、その下では農地がかなり浸食されたという実例もありますので、少なくともあそこ

の道路を守る上で、交通している車両が巻き添えを食わないように、あそこも護岸を計画していきたいと思いますが、その辺の働きかけについてはどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の件につきましては、これも所管は北海道であります。確認をいたしました。この場所は陸別川が道道津別陸別線に当たるように流れている場所で、過去には、議員おっしゃるように、浸食等により道道の通行に支障を来していることが確かにありました。

北海道によりますと、平成27年の3月に、道道の浸食対策として、我々も担当で行って来て、写真等撮ってきておりますが、かなりしっかりした擁壁の設置工事を完了していること、また、今後の道道改良計画では、少しではありますが、陸別川から離れる計画であるということから、現時点では、陸別川の護岸計画はないということでございます。当該箇所は上陸別方面を結ぶ唯一の道路である道道津別陸別線が位置することから、今後、北海道で進める道道の改良事業を通して、安全が確保されるよう、私どもも引き続き要望してまいりたいと思っております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） くだいような質問になろうかと思うのですけれども、今、町長の、いわゆる道のほうに、聞くところによると道道の改修、あそこは51号線、西岡さん宅ぐらまでできてきていますね。それから、下を陸別に向かってするということ、その辺の改良が同時進行であれば一番いいということなのですけれども、そういう部分的なことだけではなくて、道道のやっぱり改良、あそこは結構曲線が多いとか、曲がり角が多いと。それをどういうふうに設計されているかわかりませんが、少なくとも今言った点について、道路の流れもよくなる、川の流れもよくなるということで、防災になるのかなと思うのですけれども、それもやっぱり早急に取り組んでほしいということを町長のほうから道のほうに働きかけていってほしいということを切にお願いして、この点については終わりたいと思います。

それから、5番目の、市街地における河川への排水路の樋門について、このことについては、数とか清掃、保守管理、緊急時の稼働体制、または浸水時のポンプの準備体制などというふうに通告しているわけなのですけれども、できれば今言ったようなので一遍にお答えをいただいても結構ですので、お願いいたします。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えいたします。

御質問の件につきましては、まず初めに、樋門、樋管の数でございますが、現在、市街地を流れる陸別川に13か所、利別川に2か所、計15か所となっております。これら樋門、樋管につきましては、施設の操作及び定期的な点検を目的に所管しております北海道から陸別町が委託を受けまして、町から町内建設業者へ再委託をしております。

業務の内容につきましては、平常時には施設の定期点検と水路の清掃及び施設周辺の



草刈り等を4月及び7月から10月までの間、月に一度行っております。また、異常気象などによる緊急時には、河川の水位が上昇して、堤防より川側から人家のある側へ逆流していないか、巡回を行いまして、逆流を始めたとき、または逆流を起こす状況が明らかなきときには、ゲートを全閉することとなっております。これらの作業につきましては、北海道や委託業者とも連絡を密にとりながら実施することとなっております。

最後に、浸水時の排水につきましては、町内の事業者が所有するポンプを使用していることとなりますが、町内には大口径の排水ポンプがないことから、今後は国からの支援、協力等も含め、それらの心配される対策の構築をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） この樋門の管理についてなのですが、今、町長が答弁というかお答えいただいたのですが、私の見る限りでは、言葉ですが、いわゆる樋門の周りというのですか、これはトイということらしいのですが、周りの草がやっぱり伸びていると。今言ったように月1回の管理というけれども、していないような気がするのです、万が一、今日でも明日でも起きたときには、僕は草が詰まっていたり、そういう中では、やはり稼働しない面があるというのか、十分役目を果たさない、やっぱりそういう点もあるかというふうに見ておりますので、その辺について、今、きちっとされる形で、当初予算では、今まで過去のやつを見てみますと、37万円ぐらい、樋門の管理ということですが、今年は47万円、10万円アップしておりますので、きちっとやっぱりその辺を委託業務としてされるように促してほしいと思うのですが、その辺について、私の認識が間違っていれば、お答えだけでも、僕は実際に見てきていますので、今言った15か所ですか、ある中での、そして実際に試運転という言い方ではないけれども、稼働できる、何かできないというか、動かないところもあったような気がするのです。そして、各地でいろいろ洪水されているときに、樋門が動かなくて、とめることができなかったという、そういう話もありますので、常に点検して、いつでも稼働体制がとれるような形が僕は必要だと思うので、その辺の形を委託業者さんにきちっと話をしてほしいと思います。

それから、緊急時の稼働体制というのは、樋門によってはサークルみたいになっていて入れないようになっているのですよね。誰でもさわれないようにしてあるのだと思うのですが、それは鍵がかかっております。ということは、何か緊急時に、周りの人たちがあれをとめて、いわゆる川の水が逆流しないようにということをしたくてもできないと。そういう体制は、当然、業者さんをお願いしていると思いますが、その鍵の管理といいますか、私的に言えば、これからの質問も入ってくるかもしれませんが、一応警戒レベルというのは、ある程度、何ミリになったときには体制をとるといいますか、そういう準備もやっぱり考えたレベルというのをつくったマニュアルをつくっていないと駄目だと思うのです。そういった意味で、鍵をあけてすぐ樋門が稼働で

きるような、そういう体制をとっていないと、いざというときに樋門にも近づけられないという状況も聞いておりますので、その辺をどういうふうに考えているか、伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、草等の関係ですが、私も2週ぐらいにわたって、日曜日、全部ではないのですけれども、見て回ってきました。確かに草が生えているところもあったのですが、基本的に委託業者には、先ほど言ったように、月一度、草刈りをさせていただいて、それを写真を撮ってもらって、担当のほうに報告をきちとなされていることは事実であります。ただ、草ですから、気温等の関係等もありますので、そこら辺は伸びたりすることもあるかもしれませんが、そこら辺はこれからの課題として、また検討する必要があるのかなとも思います。

また、災害に近いような危険を感じる時は、道とやっぱりきちんとそういうやりとりをしまして、危険を察知するもっと前からのいろいろな動きだとか、鍵とか何とかというのは、委託業者とわかるようにきちとしているので、当面は心配することはないという担当からの話であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） その辺の、委託業者さんが1件のみで15か所を一遍にやるというのも、いわゆる緊急体制のときに閉める、この樋門というのは、役割は、あくまでも河川があふれてきて、市街地に逆流しないようにするためだと思うのです。あの樋門も、僕が見た限りでは3種類ぐらいありますね、形状が。それ以上あるのかどうかわかりませんが、全部見たわけでないけれども、そういった稼働の仕方も、やっぱりある程度ふだんから見ていないとか、ちょしてないとわからないという、そういう面も考えたときに、やっぱり形としては、常に稼働体制がとれる何件か、あるいは担当者が、どこの樋門は誰がやるみたいな、そういうマニュアルもつくっている必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） おっしゃるとおりであります。毎月点検、そして、動くかどうかの動作確認もきちとマニュアルの中に入っていて、実施されているそうでありませぬ。また、危機が出たときに、いなかったとか何とかでは済まされませぬので、そういうときのために、委託業者さんは担当をきちんと張りつけて、いないときはどうこうという段取りもなされているそうであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今どき口頭なり紙で連絡ということはあり得ないとか、今の時代、携帯電話とか、スマホとか、そういうのがあるから、機敏にとれると思いますけれども、いずれにしても、どのぐらいの降水量が降ったら、先ほど8月6日にあったような降水量が1時間当たり15ミリの場合は、気象庁からでは緊急発動みたい

な警戒警報が入ったという、そういう体制のときに、僕は少なくともそういう体制を準備しておくか、実際にやるという形をとらないと、水の場合は、降って、洪水が出てからでは遅いと思いますので、簡単に言えば、訓練だと思って、僕はそういう体制を常にとっておくことが大事でないかと思っておりますので、その辺について、業者さんとの話でしていただければいいのかなと思っておりますけれども、その辺についてどうですか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） そこら辺はきちとなされているものと思っておりますし、ただ、常に何もなくて当たり前だと思っていて、急にそういう災害のときに動きがとれないということだけはないように、危機管理を常々委託業者含め持ち続けることが必要だと。また、そのことに対して、できることはやっていこうと、そのように思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 常に備えれば憂いなしの形を常にとって行ってほしいと。私は本当にいざというときに、やっぱり常にそういう体制をとっていることが、機敏にやっぱり対処できると思っておりますので、簡単に言えば、空振りで終わる場合もあると思いません。今後の質問にも入りますけれども、そういった空振りを恐れることなく、常にそういう稼働体制をとっていくことが、訓練の一環として受けとめていったらいいのではないかと思いますので、よろしく願います。

浸水時の、今言った樋門の関係では、閉じることによって、市街地というか地域住民の人たち側にあった降水が川に抜けられない状況になると、あそこの樋門の近くで水があふれますよね。洪水する、浸水すると。そういったときには、ポンプの稼働をしないと、川にいわゆる排水できないという、そういうことも考えられますので、ポンプの体制はどのようになっていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先に御質問いただいていたので、私も先ほどポンプのことまでも説明しましたが、閉めて、住宅側のほうに水が来ますので、それはやっぱり川のほうにまた排水しなければならないということでございます。まずは地元、関連事業者が所有するポンプをまず使用して、その排水作業を行うというのが第一でないかなと思っております。ただし、町内に大口径のポンプがございませんので、そこら辺は、国、道が持っているのかどうかというのは、道は持っていないという話も伺っているので、そこら辺の確認と、そうであれば国からの支援等含めて、どういう体制になっているかと、そういうときには、災害が起きないように、何とかそういった予防体制の構築を進めていきたいと、そのように考えているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 質問の仕方は少し辛口になるかもしれませんが、実際上、あふれてしまってから大型ポンプで排水するというよりも、そういう可能性があっ

たときには、ポンプを配置して、川が洪水してきていると。樋門をとめなければならない。当然、まだ水が半分ぐらい浸水しているのを、小さいというか、多少なりのポンプでも動けるといふか、稼働することによって、少しでも地域住民の床下浸水から床上浸水にならないという、やっぱりそういう体制が僕は必要だと思いますので、そういうことも、どこの樋門のどこでは、業者さん割り振りでもいいですから、準備体制がとれるような、今、相当、これは現地に発電機を持っていかなければならないかもしれませんけれども、相当水柱ポンプ、排水能力のあるポンプはあります、大型でなくても。實際上、あふれきってしまったから大きいポンプでくみ出すよりも、小さいので少ないうちに出すということも、今のポンプの能力でいけば、僕の知っている限りではできると思いますので、その辺のいわゆる配置というのですか、樋門のところが一番低いところですので、ここで排水を取り組むという、そういう体制のマニュアルというのはどうですか、つくっていただけませんか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほども申し上げましたが、まず、ひどくなる前に、議員おっしゃるように、早期に対策というか、ことを行うというのが一番で、それにはまず、先ほど言ったように、町内の事業所さんの持っているポンプを総動員する、しないは別ですけれども、必要に応じたもの、それが今現在、どの事業所でどのぐらい持っているかというのは、恐らく把握はしていると思うのですが、それも再度新しい情報で、またそういう情報を仕入れながら動いていくというのが基本だとまず思っています。初期、初動というのはやっぱり一番大事だと思いますので、常にそういうことが、危機管理というのを頭に入れて進んでいきたいなというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） そういう想定した計画というか予定というのか、そういうのは、やっぱり企業側というか業者さんとも相談して、どこの樋門はどこの者が負うぐらいまではつくっておいたほうが、いざというときに間に合うし、そういうのをつくっていないと、そういう対策をしている間にどんどん被害が広がるということもありますので、その点について、十分体制を整えていってほしいと思います。

それから、⑥に入りますけれども、新町1区の利別川の堤防末尾の対策は。この点については、私、地域に住んでいる人に聞いたのですけれども、利別川の、簡単に言えば、元高橋砂利プラントのところの堤防の、いわゆるそこで利別川の堤防は終わっているのですよね。終わっているところの境目あたりから、先回の4年前のときはそこから逆流ってきて、結局、あそこの周辺の人たちは水浸しになったと、そういう話を聞きますので、その辺について、現地的には、あれをもう少し、あと二、三メートルだと思うのですけれども、そこをやっぱりきちっと食い止めないと、片側は堤防ではない、自然の崖というか傾斜なのですよね。それを、堤防の末尾がそこで終わっているのですよね。ですから、そこから水が流れてきたという話を聞きますので、少なくとも今のうち

に、堤防をつくるよりも、土嚢でも間に合うと思うので、その辺の体制は、現地の住民の人たちから聞いたので、あそこに土嚢を積んでくれるだけでも大分違うのだよねという話がありますので、その辺についての対策を伺います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 私どもも、過去のそういういわゆる洪水というか、あふれた状態も承知しておりますが、これも所管する帯広建設管理部でございますので、確認いたしました。新町1区の利別川の堤防につきましては、平成25年から26年度の工事で完成しております。これより下流の新町1区については、背後の場所が高いということから、築堤の必要はないというか、計画はないということで、確認したらそういう話でありました。

なお、今後、下流側から施工してきております工事の中で、河川断面の掘削工事が行われるということでもあります。

以上であります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 今、町長が答弁されたように、確かに末尾あたりにすぐ傾斜地があって、多分あれでいくと、地域的に、わからないけれども、佐々木林業の木材の関係かな、あの辺の場所だと思うのですけれども、その切れ目という言い方は悪いけれども、堤防のできた築堤、今言った崖とがきちっとつながっていないような気がする。つながっていますか。地域住民によって、そこから水が来たというふうに聞いていますので、その辺、もう一度確認した上で取り組んでほしいと思います。

そういう形で、私が見てきたのと地域の人たちに聞いた話で質問しているわけなのですけれども、いずれにしても、そういうことが少しでも、いわゆる床下、床上とか、そういう状態にならないように、少しでも防御していかないと、小さい水漏れで大きく崩れるということもありますので、その辺をきちっと取り組んでいってほしいと思います。

それから、7番目に入りますけれども、降水量における各河川合流点、陸別の場合は利別川と陸別川、それから利別川と斗満川、それがあつたのと、そして、陸別川にはしらかば苑の前の清水川ですか、それとの合流点とか、そういう点があるということで、ほかの、先ほども言いましたように、全体的な本州の洪水については、合流点があふれて最終的に、片一方は小さい川だけれども、大きい川から流れてきた水が小さい川に流れていくという、そういう逆流現象があつて洪水になるという話もありますので、清水川と陸別川についてはかなり築堤がきちっとされているから、高いから大丈夫のような感じがしますが、そういう合流点の監視体制のために、少なくとも僕は見た限りでは橋梁というのですか、橋に監視カメラをつけているところがありますよね。だから、そういったような監視というのか、水の量がどうなのかということ常に行っていく必要があると思うのですけれども、そういうものの設置状況はどうなっていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問の監視カメラの設置状況ということですが、陸別町で所管します普通河川には監視カメラ等の施設はありません。しかしながら、北海道が所管します陸別川には水位計と監視カメラが各1台、利別川には水位計と監視カメラが各1台、斗満川に水位計1台が設置されているということでもあります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 各河川の大きい河川については監視カメラが一つずつついているというふうに理解しました。そういった意味で、これが一つの、監視カメラが作動することによって、警戒レベルというのですか、そういうのを設置しやすいということを考えますので、その辺についての連絡網というのが重要かと思うのです。簡単に言えば降水量、先ほど言った1時間当たり15ミリ、20ミリ、30ミリということは完全に警戒警報、避難命令が出るぐらいな感じだと思うのですけれども、そういった測候所との連絡で、先ほども言いましたように、線状降水帯というのは本当に部分的な洪水でございまして、その辺は迅速に観測していないと、やっぱり避難体制なり準備体制はとれないと思うし、そういう中での監視カメラというのは重要だと思います。ただし、カメラがついているからそれでいいということではなくて、常に降水量と同時に監視カメラの状況を見ながら、レベル的なものの体制をとれる、そういう連絡網というのは必要だと思うのですけれども、今現在、そういう、簡単に言えば今の監視カメラは道のほうが設置しているということですが、そういう連絡についてはちゃんとなっていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 河川の情報、降水量、河川の水位に関するものは、国土交通省のホームページから、どこどこの場所と、いろいろ水位がどれだけとか、氾濫状態だとか、カメラでも見ることができます。私どもの職員も、危険性を感じる前に常に見ているところであります。

また、例えば利別川、陸別川河口の流域の、例えば陸別、足寄、本別、池田とか、災害を防ぐためにという組織もできて、そこにまた道も入ってもらったりしている会議がこの前もありましたが、そういったことも、私ども常々、新たにまたカメラだとか水位計とか、要望しておりますし、今、お答えの中では、やっぱり技術も革新になりました、昔より、従来よりコンパクトな水位計やカメラなどができたから、危険箇所には、道としてもこれからそういう設置に努力していきたいという返事もいただいているところでございます。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 前段でも言いましたけれども、いつ何どき何が起きるかわからない時代に入ってきたという形の中で、早急に考えられる防御体制というのを何か準備していないと、いざ、災害が起きてしまってからでは遅いということを町長自身も認識

していると思いますので、少しでも道に自分の管理体制の河川はすると。あるいは道の河川、あるいは開発局、国がするものについてということで、常に要望して行ってほしいと思います。これは必ずしも陸別だけではないと思うのですね。やっぱり全国的に、話がそれるかもしれないけれども、コロナ禍というのは今まで考えられなかった、簡単に言えば災いが起きたという、そういうのと同じように、洪水というのは、豪雨というのもあり得るということをしていかないと、日本は沈没するという言い方をしている人もいますが、少しでも災害を食い止める、人命を大事に、第一に考えて行ってほしいと私は思いますので、よろしく働きかけてほしいと思います。

それから、8番目の、避難発令までの体制と、住民への情報伝達の方法、検討は。名簿、居住地の把握。

これはあくまでも、先ほど緑町とか、あるいは元町の住民の人たちの居住地に何人、誰がいるか、そういうものをきちっと名簿をつくった上で、今、とにかくきちっと堤防がされていない段階での体制というのは常にしていないと、人命軽視になりますので、十分そういうものについて、それから、避難発令までの、先ほども質問してきている中で、警戒レベルというのは常に、何ミリの雨量があったときにはどういう体制をとるか、いわゆるこういう防御体制というのですか、防災会議をすぐ開くとか開かないとか、そういう体制のマニュアルというのをつくっていったらいいし、そうしないと駄目だと思うので、その辺でできた情報を、先回の豪雨のときに、愛の鐘で連絡したけれども、余りにも雨の音が大きいというのですか、雨量が、相当な雨が降った。何ミリかというのは僕も記憶していないけれども、そういったときには聞き取れないというのですね。実際上、今どき、住宅はみんな密閉していますので、よくわからないと。そういった体制を考えたときに、常にそういう住民に知らせる情報伝達というのを考えていなければならないと思うのですけれども、そういう体制についてとられていますか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 洪水の警報発令など、気象災の場合、災害が発生する恐れがある場合は、町長を本部長として災害対策本部を立ち上げまして、必要に応じて避難準備、避難勧告、避難指示を発令しまして、住民に呼びかけます。また、その方法は、愛の鐘での放送、また、対象地域での車両による広報、放送事業者へ情報を発し、テレビ、ラジオ等による放送、緊急速報メール、個別訪問などによるところであります。

また、名簿、居住地の把握につきましても、地域防災計画の災害時避難行動要支援者対策計画に基づきまして、避難行動要支援者名簿を作成しております。名簿は、ちなみに毎月更新。ただ、個人情報等があるために、公表はしておりません。保管も大事な個人情報でもありますので、施錠して格納している、そういうことになっております。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 時間的に決められた1時間ということでございますので、時間遵守する考えでおります。

あとのいろいろ残っている点、四、五点あるのですけれども、私は今回の質問の中で特に気になったのは、先ほどさきの議員がハザードマップについてということで質問していた、そのお答えをされていることを十分理解しているのですけれども、実際に私、ハザードマップ、陸別もできてはいるのですよね。これ、何年につくったものですか、さきのハザードマップ。

○町長（野尻秀隆君） まだ見ていなかったですか。

○4番（谷 郁司君） まだ新しいのは見ていませんよ。古いの。これ、何年につくったの。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時56分

再開 午後 2時56分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○4番（谷 郁司君） 私が見ているのは余りにも古過ぎて、今、新しいのができているということですが、新しいの出きていませんけれども、少なくともハザードマップの構成というのかつくり方というのはどんなになっているのか、新しいの見ないとわからないのですけれども、少なくとも地域住民に、避難する場合における心得とか、あるいはこういう状態のときに発令しますよとかという、そういう一つのマニュアル的なものを入れて、そして避難をした場合には、簡単に言えば地域的にどこどこの人ひどここの避難所に、避難所は古いやつを見ると9か所ですか、なっているのですけれども、どこどこに避難するよとかというのをあらかじめマップで示すような、そういうパンフレットとか資料も僕は必要だと思うので、そういうものを充実した上で、1人でも命を落とすことのない体制というのは必要だと思いますので、その辺についての取り組みを、後で配られるというか、これからマップが配られるというので、そういうようなものも含めたことが住民に配られることが大事だと思いますので、その辺の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 先ほどちらっと休憩のときには申し上げましたが、10日に納品されています、新しいやつ。それで、18日の回覧で配布予定です。この議会が始まる前に皆様に見ていただくという打ち合わせはしたのですが、ちょっと手違いで届かなかったことをお詫び申し上げたいと思います。

小さな小冊子になっていまして、主な内容は、災害に対する心構え、また、浸水想定区域だとか、土砂災害の警戒区域、一時避難場所、指定避難所などを記載しております。

また、自主防災組織につきましては、現在、まだ陸別町ではありませんが、今計画期において1組の設立を目指しているということとしておりまして、防災体制の強化を目指して、関係機関との協議を進めていく考えであります。



また、議員も同じようなことが頭にあるのではないのかなと思いますが、若い世代ばかりでないので、なかなか冊子をもらっても、済みません、その前に、議員が見ていらっしゃるののは平成29年につくった資料であります。お年寄りの皆さんも、もらってもなかなか目を通すことのない方などもいらっしゃると思います。ですから、そこら辺も含めて、安全・安心に暮らせるようにはどうしたらいいか、そのお知らせとか、理解してもらうような方法等も、現在も考えておりますし、間違いないというか、皆さんに行き渡るように検討して実施してまいりたいと、そのように思っているところであります。

○議長（本田 学君） 4番谷議員。

○4番（谷 郁司君） 時間も終わるかと思いますがけれども、いずれにしましても、防災会議というのは条例でも決まっております。少なくとも15人の方がいるように条例では決まっていますので、そういう防災会議も、災害が起きる、起きないに関わらず、準備的にはやっぱりとっている必要があると。實際上、稼働して、防災訓練、10月6日にされるのですけれども、そういうような訓練も兼ねたような実際的な形というのは、僕は決して、先ほども言ったように、空振りを恐れることなく、そういう準備体制というのは常に、余りオオカミ少年にならないようにはしなければならぬかもしれませんが、いずれにしましても、防災会議で逐一というか、少なくとも僕は1年に1回ぐらい、シーズンに向かっての防災会議を開いて行って、体制をとって、地域住民が1人でも被害者が出ないような、そういう体制をとってもらうことを切にお願いしまして、一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（本田 学君） 3時15分まで休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時14分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） それでは、通告書に従いまして、私の一般質問を行いたいと思います。

I番、II番ということで通告したのですけれども、今回、さきの同僚議員におかれましてありました通告の部分にも触れたいと思いますので、II番目のほうの質問から始めたいと思います。

私の一般質問、II番目なのですけれども、第6期陸別町総合計画におけるSDGsについてということで触れさせていただきたいと思います。

この質問を始めるに当たりまして、まず冒頭というか、改めてになるのですが、このSDGs、2015年9月の国連サミットで採択されました、持続可能な開発のため

の2030アジェンダにて記載された2016年から2030年、15年間で達成するために掲げた国際目標とされております。この目標というのが17個、大きな目標になっておりまして、そこからさらに169個のターゲットで、その下にまた232個の指標というものがあまして、よく3階建てのビルというふうに考えるとわかりやすいというふうに言われているものであります。

今回、SDGsが陸別町の第6期総合的に組み込まれているということで、触れさせていただきたいのですけれども、実際にそこで、さきの同僚議員の質問にもありましたとおり、SDGsがこの総合計画の中に組み込まれた背景、経緯についてお聞かせいただければと思います。

○議長（本田 学君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時16分

○議長（本田 学君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 御質問にお答えしたいと思います。

SDGs、これは議員おっしゃるように、2015年9月の国連のサミットで採択された、2016年から2030年までの15年間で達成するための持続可能でよりよい世界を目指す国際目標ということになっています。17の目標と、それにひもづく169のターゲットからなっております。

国においては、SDGs実施に最大限に取り組むとして、総理大臣を本部長とするSDGs推進本部が設置されました。政府によるSDGs実施指針の中には、地方におけるSDGsの推進も示されているところであります。地方自治体は、SDGsを推進する上で大きな役割を担っており、町の最上位計画である総合計画にSDGsの要素を取り入れることにより、国や道、または住民や企業に対して町の考え方などを発進することになります。自治体間や官民の連携を進める中で、陸別町のまちづくりがSDGsと同じ方向に向かっている計画であることを示すことは大切なことだと考えて、総合計画の中に取り入れたということでもあります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） そのようにやはり国として、日本としてもこのSDGsの取り組みということで、一つ例を挙げると、2017年の11月に経団連が7年ぶりに行動企業憲章を改定したというのがすごくインパクトになる出来事だったというふうに聞かれておりまして、それまで大企業だったり企業において社会貢献をする際に、一部のものうけであったり利益を社会貢献にという考えだったようですけれども、この憲章の改定以後、まず、その考えのもとに、ビジネスの本業をSDGs、世界を変えていこうということに向けていこうとする考えの気持ちのあらわれだったというふうにも言われております。やはり日本だけではなく、国連、世界に関わる大きな世界が掲げる目標を、こ

ういった陸別町というような地方自治において、やはりこのように総合計画に組み込まれるというのは、すごく当然のことだと私も思っておりますし、これがまちの計画に入っている以上、それに関わる行政もそうですし、町民の皆さんも、改めてもしかしたらまだ認知も広まっていなく、こういう言葉自体も聞きなじみがないものなのかもしれませんが、そういったことで、私の質問にも入っていくのですけれども、このSDGsを総合計画に組み込むに当たりまして、実際にこの総合計画にのっとって行政が動いていくに当たりまして、今現在の職員それぞれの皆様がSDGsに触れたり、その知識を入れるような機会というのは実際にあったのでしょうか。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） お答えいたします。

第6期の陸別町総合計画は、さきの議員の質問にも、今の質問にもお答えしており、先ほどの質問に答えているとおり、SDGsと同じ方向に向かっていく計画であることを意識するために取り入れているものでありまして、総合計画を進めていく段階で、関連するSDGsの目標、ターゲットにも取り組んでいるという意識を持つためのものとしております。

したがいまして、主任主査以上の職員に、国の作成した持続可能な開発目標についての資料は配布を行いました。職員対象の研修は特に現時点で考えておりませんし、行っておりません。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） この質問を自分で考えて、こちらの一般質問という形です。に当たりまして、その経緯というか、私自身も、この仕事をしている中で、SDGsによって地方創生を考えているという方にお会いしまして、その方が、下の質問にも関わります。のですけれども、公認ファシリテーター制度というもので広くSDGsを用いて、環境の負荷であったり、そういったことを取り組みながら、まちの地方創生に生かそうという考え方を広げるワークショップに自分自身も参加する機会がありまして、こういった一般質問の内容にさせていただきました。

実際に今回、さきにいただいております第6期陸別町総合計画の一例で言うと、基本計画の自然環境保全というところにSDGsの17個の大きな目標のうちに、実は7番と11番と15番と、その目標が関連するものとして挙げられておりまして、7番、すごい身近でわかりやすいことなのですけれども、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにと。いうことで、これは本当に幅広く皆さんに関しても、私たち日本国民に関してもすごい身近なことで、7月から始まりましたプラスチックのレジ袋の削減、有料化にも関わってきている部分でして、すごくわかりやすく、これが陸別町の総合計画の中に入っていて、まちとしてもこの計画にのっとっていくということであれば、もちろん職員だけでなく、今までそういったことに触れたり知る機会のなかった町民の皆さんも、何かそういうものに触れる機会をまちとしてもつくってもいいのかなというふうに考え

ましたので、この質問といたしました。

実際に今、町長から私の質問についての御回答をいただいたのですけれども、そこから先の質問で、私もちょっと参加させてもらったというSDGsにのっとった地方創生のワークショップというものがあまして、そういったものを、これは一例として挙げさせていただいたのですけれども、そういった町民であったり職員の皆様がそういったものに触れるような機会であったり、例えばSDGsがこういうものだよというのを、同じくハザードマップのように回覧で町民が触れるよう機会というものをつくってみてはどうでしょうかということで、その点、お聞きしたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） まず、議員おっしゃる公認ファシリテーター制度、ちょっと私もちょっと認識不足で、調べてみたのですが、一般社団法人未来技術推進協会オリジナルのSDGsボードゲームを行うに当たり、支援者となるファシリテーターを養成するのがSDGs公認ファシリテーター制度であります。これは四、五時間の研修を受けまして、認定されると、公認ファシリテーターを名乗って、これは有償でワークショップを実施することが可能になるという制度であります。現時点では、当町が主体となってワークショップ形式の研修を行う予定はございません。しかしながら、町民の皆さんもこうして総合計画の中にも言葉も入れていますし、目に触れて、どういったものかというような知識を得てもらうようなことは、いろいろな面で、広報に取り入れる等々、考えていきたいなど。それはこの先、様子を見ながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ここに言葉で出してしまったファシリテーター制度というものを、自分の意図として申し訳なかったのですけれども、陸別町としてこれを取り入れて、陸別町が主催というよりは、実際にこの制度にのっとって養成された方に、陸別町であったり、関わる町民であったり、職員の方が知る機会を作ってみてはどうかという意図の質問だったので、そこだけ御理解いただければと思います。

ここで一つ、先ほど一例として、基本計画における自然環境保全のSDGsでいうと7番のゴール、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにということで、先ほど挙げさせていただいたのですけれども、またこちらの、さきの同僚議員の一般質問通告書の文言にも関わってくるのですけれども、こういったそれぞれの17の目標であったり、また、ターゲット、その下にある指標であったり、そういったものを当町のまちづくりにどうやって一つ一つ、ターゲットと指標をまちでやることに結びつけていくのか、通告書の質問をお借りしますけれども、合致点を見出すことになるのかというところ、そういうところを私の質問の中で触れて恐縮ですけれども、教えていただければと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 町の総合計画の成果指標とSDGsの目標、また、ターゲットは、完全にこれは一致するものではございません。SDGsの目標、ターゲットを達成するための指標とはなっておりませんが、総合計画を進めていく段階で、陸別のまちづくりがSDGsのどの目標達成に関連するかということをお示ししているということになるので、そのように御理解いただきたいなというふうに思います。

例えば林業の振興につきましては、8、働きがいも経済成長も。9、産業や技術革新の基盤をつくろう。15、陸の豊かさを守ろう。この三つの目標に関連することをアイコンであらわしておりますが、陸別町の林業の振興が、雇用の促進または技術革新の取り組み、森林整備等による環境の保全につながっておりまして、それがSDGsの目標である、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に貢献していることを意識しているということが重要だと、そのように考えておりますので、どうか御理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） 私の質問の中で、同僚議員の通告書のところまで触れさせていただきましてありがとうございます。もしかぶるようであれば、私の質問で改めて重複するので、そこら辺は失礼しますというお話しする予定だったのですが、ありがとうございました。

それでは、順番、逆になってしまいましたが、私の先の1番として挙げた質問の内容に触れていきたいと思っております。

本当にこの間、たびたび、ほかの同僚議員におかれましてもそうですし、国内だけでなく、世界においても、現在もいまだ引き続くコロナ禍ということに関して、非常に経済状況への多大な打撃であったり駄目一撃というのは本当にはかり知れないものがあるというのは、本当にそれぞれ全国みんな共通認識だというふうには思うのですけれども、実際に通告として挙げさせていただいたものは、既にプレミアム商品券ということで、飲食店限定で、先に40%のプレミアムをつけて実施されました飲食店限定の商品券の効果にしてもそうですし、もちろん商工会さんの支援というのもありまして、今、現状、先ほどの回答の中にもありましたように、陸別町の飲食店、飲食業界におけるそういった規模の縮小がないことというのが、自分自身も、ある意味、移動販売ということに関わる中で、すごく幸いなことだというふうに思います。

ただ、実際に昨年度の歓送迎会がちょうど行われる時期からの影響が今現在も続いているということで、皆さんやっぱり懸念するということで、このままの状況の中、やはり年末年始、やはり飲食店さんにおかれては、非常にお仕事が忙しい時期になるところでさえ、この影響が及んでしまうということがやはり懸念されてしまいます。

そこで、実際に今現時点でもさまざまな支援策、前回の休業支援の支援金もそうですし、対策をとられているかと思うのですけれども、どうしても一つ、ここで、言葉としては町民世帯配布型の飲食店支援を考えられないかというふうに言葉を上げてしまった

のですけれども、私の聞きたいことといたしましては、小さいまちながらも経済活動というものをまちとしてどこまで耐えながら、withコロナという言葉もあるとおり、ともに歩いていけるのかということでの質問とさせていただきたいと思います。なので、それぞれの企業レベルであったり、それぞれの宴会を行おうかなと思っていても、この間、どうしても自粛したり我慢してしまっている町民の方も、今も非常に多くいると思うのですけれども、これからの時期、まだ当分、収束が見えない中で、まちとしてというか、町長のお考えを聞かせていただければという思いでもあるのですけれども、どうしても自己責任であって、責任が絡むものなので、なかなか回答をいただけるのは難しい部分もあると思うのですけれども、その点について、お気持ちというか考えを聞かせていただければ大変ありがたいと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員おっしゃるように、昨年末から発生したコロナウイルスの感染症につきましては、年が明けてから瞬く間に全国的に日本でいうと拡散しました。効果的な治療法が見つからないため、予防対策として、日本中で交流を抑制するためのイベントや会議、集会の中止、また、公共、民間の施設の制限、会食等のスタイル変更に至るまで、全ての生活の分野において急激に、かつ大きく変化をいたしました。

このような変化により、私たちが今まで経験したことのない経済活動の停滞など、大きな影響となっております。9月現在、北海道では、5段階のうちの警戒ステージ1と、小康状態となっておりますが、毎日のように感染者がいまだ発生し続けております。この状態がいつまで続くのか、今後については先が見えない状況となっております。町といたしましても、コロナウイルスとの戦いは、今年限りの短期勝負ではなく、長期的に対応していく必要があると、そのように考えております。

さきの議員の質問にもお答えさせていただきましたが、町内業者については、さまざま経済活動への影響がありましたが、幸いなことに、新型コロナウイルスに起因する事業の縮小、廃止の件は発生していないと、そのように伺っております。

また、コロナの影響による離職者、それに伴う求人も発生しておりません。しかしながら、今後とも関係団体と連携し、情報共有を図ってまいりたいと、そのように思っています。

また、現在、予定しておりますプレミアム商品券事業ですが、事業主体が商工会で、プレミアム分は町が補助して行われております。全町民への一律配布ではありませんが、必要な方が確実に購入できるように、また、商品券の効果を最大限発揮できるように、全町民に個別に封書で案内することを今検討しているところであります。これにより、本当に必要とする方に購入していただくことで、商品券が未使用で終わることがなく、高齢者の皆さんも含めて、多くの町民の皆様安全かつ公平に購入していただくことが可能になるのでないのかなと、そのように考えております。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） ただいまの町長からいただいた回答というのが、自分としてもすごくうれしいことでして、やっぱりこのような時期で、それぞれ町民の皆様が、やっぱり非常に日々の生活に、我慢であったり、非常に自粛しないといけない気持ちがある中で、まちとしてのメッセージというか、封書のような形で届けていただけるということで、すごく感謝したいと思います。

実際にこれからも引き続きまた予定されております商工会におけるプレミアム商品券の販売もそうですし、今回の補正予算でありました陸別町の農業者コロナ対策支援補助金に関してもそうですし、各飲食業だけでなく、陸別町の産業における支援にさまざまな支援をしていただきましてありがとうございます。

次に、その下の質問に移っていくのですけれども、まちの経済活動とはまた別の視点で、この間、さまざまなイベントが中止になりまして、そういった意味でも、町民感情というか、生活におけるちょっとした楽しいことであったり、気分が上がるようなことがなくなってしまって、ちょっとしたことでもいいと思うのですけれども、催しがあると、ちょっとした日々が楽しくなるのかなと思ひまして挙げさせていただきます。

もちろんまちとして開催できなくても、個人レベルでこういったことができたりあんなことができるねというふうに話をしたり、実際に開催するということもできると思うのですけれども、そこで、それだけではなく、個人レベルではなくて、まちの産業振興であったり、観光であったり、そういった何か発進するという意味でも何かできるのではないのでしょうかという意図での質問とさせていただきます。

通告書の文章のとおり、そのやり方については、今現在、このような状況下で、非接触型というか、実際に対面しなくてもできるような、ここで挙げさせていただいたのはインターネットを介する形であったり、例えば回覧で全町民に関して、回覧板というものがあるので、そういったものを告知だったり周知に使うということもできるかと思うのですけれども、一つの例として挙げさせていただいて、ちょっと調べていただいたりしたのかもしれないのですが、例えば例として挙げた比布町での取り組みとして、これはツイッターだったり、完全にインターネット上の企画、催しだったのですけれども、こういったものがあったり、また、リアルでなくても、まちの人であったり、例えばインターネットであれば、まちだけでなく、ほかの市町村の方が参加して、この陸別に関わるというようなことができる催し自体も、もちろん陸別町独自のものも考えられるのではないかなということで質問を挙げさせていただきました。何か、もちろん同様なことでなくても、今後、こういった非対面、非接触が非常に求められる時代において、まちの産業振興であったり観光発進に関わるような取り組みと、陸別では何かできるのではないのでしょうかということでお話を伺わせていただければと思います。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） 議員の例として挙げていただきました比布町の「消えたPを探せキャンペーン」についてということで、ちょっと調べてみました。北海道の比布町と

ピップ株式会社、昔、テレビコマーシャルですごく有名になったところですが、これが町と会社が相互協力して、ツイッターを利用しての企画であります。内容は、まちのシンボルである比布駅の看板からPの文字が消えたので、みんなで探しましょうと、全国的にツイッターで呼びかけ、Pの文字に見えるおもしろい写真投稿を全国から募集すると、そういう企画であると認識しております。全国のまちにまちをPRすることができます、大変おもしろい企画だなと、そのように思います。インターネットを活用した催しや企画につきましては、コロナ禍の時代にあっても、人との接触がなく、まさしく安全性が極めて高い方法であろうかなと、そのように思います。当町でもホームページを所有しております、また、まちの公式ツイッターも活用しております。公式ツイッターにつきましては、陸別町公式、それと天文台公式の二つがありまして、それぞれで情報を発出しております。それぞれのツイッターを何人の方が見ていただいたかというデータ、これはインプレッションといいます、解析しますと、天文台ツイッターでは、今年7月16日、ネオワイズ彗星の投稿が15万人以上の方に見ていただきました。また、陸別町では、2019年2月9日のマイナス30度大寒波の投稿が264万人以上の方が見ております。インターネットを利用することによりまして、数百万人の方々に陸別町の特定の情報を伝えることができ、大変すばらしいことであり、うまく活用できれば大きな効果も期待できると、そのように思っているところであります。

今後につきましては、町民の生活感情が少しでも上がるような催しという点では、今後、新たな企画といたしまして、10月ですか、株式会社りくべつ、あとは商工会などの事業者が連携しまして、町民を対象とした合同での物産販売を企画するというふうに伺っております。これは安全に配慮しまして、高齢者から幼児まで、幅広い世代が味わえるイベントで、その際はプレミアムの商品券も活用できるように配慮していただけるということです、ぜひ多くの町民の皆さんに参加をいただきたいと思うところであります。

インターネットを利用した企画につきましても、安全に配慮しながら情報発進をして、コロナ禍の時代にどのような方法がいいのか、これからも検討してまいりたいと、そのように思っています。

以上であります。

○議長（本田 学君） 2番三輪議員。

○2番（三輪隼平君） このような質問をさせていただきました、実際に10月に向けてそのような催しがあるということもわかりました。本当にその日、自分自身も楽しみになりますし、町民の皆様も楽しみにしていただけるかなと思いますので、こちら先ほどの経済状況の支援と含めまして、感謝申し上げたいと思います。

インターネットの利用ということで、今後も検討していただけるということでして、実際に私自身も、俗に言うSNS、最近主に使われて、皆さんが使いやすいというか、



使われているものとして、フェイスブック、インスタ、ツイッターと、大体その大きなものがあるのですけれども、そういったもので、日々、陸別町であったり、ほかの自治体の情報等も自分も触れさせて、見させてもらった上で、今回、こういった例として比布町のことを挙げさせていただきました。

ちょっとここから、少しインターネットということについて触れたので、陸別町にありますツイッターに関して少し話を及びたいと思うのですけれども、実際に陸別町のツイッターのアカウント自体が、5桁の1万人以上のフォロワーという方が見ているということで、気になっている方がいるということで、非常にツイッターを始めた時期が非常に早期からだったということで、それもお聞かせいただいたので、それは非常にこれからの陸別町を発進するというところで大きな力であったり、発進力になるなというふうに自分も確信しておりますので、ぜひ今後もその活用であったり、利用は御検討いただきたいというふうに思っております。

ただ、それを業務の中でどのようにするのか、実際に更新したり投稿したり、陸別町の方がやっているような投稿、結構陸別町でも、SNSで陸別町のことを取り上げて、写真を撮って、こういうことがありましたとか、風景がきれいでした、例えばりくべつ鉄道におかれましても、来た観光客の方が、りくべつ鉄道の写真を撮って、すごく陸別はいいところでしたというような投稿も、非常にすてきな写真であったり、自分が見ても、思い出になったのだろうなというような投稿もたびたびたくさん見かけますので、そういったことを実際にそういう形がとれるのであれば、そういうことをまちとしても取り上げてもいいだろうし、ただ、取り上げるに当たって、その業務が、誰がやるのかとか、その負担が、アカウントが誰か1人にのしかかってしまうのかと、そういった課題もきっと出てきてしまうかなと思うので、そういった面での仕組みづくりというか、業務の中でのSNSの使い方というか、取り扱い方についても、今後、検討していただけるとよいかなというふうに思います。

私の一般質問に関しましては、これで通告したとおり、終わりたいと思うのですけれども、SDGsについて、ちょっとなかなか聞きなれない言葉で、公認ファシリテーター制度ということで、その普及をされている方の、実際に自分もワークショップを受けてみてということで、ちょっとした思い出話なのですけれども、その主催の方がすごい気をきかせた結果、いろいろな役割分担を参加者に与えられて、まちの民間企業であったり、あなたはこの会社の社長さんであったり、学校の先生であったりということで、私に与えられたまちの役割というのが行政職員ということで、いろいろな行政が行う、カードゲームなのですけれども、その手段として、ふるさと納税を行うであったり、いろいろな選択肢がある中で、もちろんゲームの中なのですけれども、非常にとりにくいような、まちとして、例え話の話なのですけれども、増税というようなカードもいただいた中で、参加者全員で、どうやったら地方創生につながるのだろうねということでやった結果、増税というカードを切った瞬間に、人口の、もちろんゲームの中の話

なのですけれども、経済力は上がるけれども、人口は減ってしまったというふうな、そういうワークショップがあって、自分も参加したということで、そんな思い出話もあったということで、少し紹介させていただきたいと思います。そんな機会が、回覧であっても、町の職員の方だったり、町民が知る機会があればいいなという思いです。

1番に関しましては、これからも陸別町において、インターネットを介した形だったり、実際にりくべつ鉄道、株式会社りくべつも関わった上で催しが企画されているということで、これも私の仕事上での最近の出来事になるのですけれども、やっぱり陸別町だけではなく、各市町村だったり自治体において、やっぱりそのまちを盛り上げたいとか、この間、何もなかった、自粛しないといけない感情がたくさんあったという、その状況を何とかしたいという人たちともたくさん出会って、そういった町民の感情が少しでも上がるような企画がまちとして何かできればいいのではないかとということで、この2点の質問とさせていただきます。

大変うれしい御回答もありました。これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（本田 学君） 野尻町長。

○町長（野尻秀隆君） コロナ禍の中で、国民の皆さん、また、町民の皆さんも、いろいろな規制の中で、気持ちも萎えている人がたくさんいると思います。このコロナが、私ども、最近感じるのですが、しばらくは薬ができるまではつき合っていかなければならない、すぐにはなくなるものではない、議員おっしゃるように、withコロナということでもありますが、コロナがなくなっても、今までの我々が当たり前だったと思うことが、きっと違って、いろいろなものが新しく見えてくるのではないのかなと、そのようなことを思っています。

ですから、情報発進にしても、議員おっしゃるように、SNS、陸別町もツイッターで発進しておりますが、そういったものももっともっとやっぱり勉強しながら、いい情報、そして陸別町を発信していきたいと思っていますし、議員おっしゃっているファシリテーター制度、これに限らず、いろいろな研修とか勉強というのは必要ですし、新たなまた先に進んでいかなければならないということを常々思っておりますので、議員の皆様も何かいろいろな情報等があれば、私どものほうに遠慮なくいただきたいなど、そのことをお願いして、私の答弁とさせていただきますたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田 学君） これで一般質問を終わります。

---

**◎日程第3 意見書案第3号林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の  
充実・強化を求める意見書の提出について**

---

○議長（本田 学君） 日程第3 意見書案第3号林業・木材産業の持続可能な発展に

向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読をしてもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 本道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐、路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の持続可能な発展の実現に向けて、施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業を、都道府県、市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて、林業・木材産業の持続可能な発展を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の谷議員から趣旨説明を求めます。

○4番（谷 郁司君）〔登壇〕 意見書第3号の提出に当たりまして、冒頭に、この意見書は北海道議長会のほうから出されたものでございます。それを当議会において取り上げて、意見書を提出したいと思っております。

林業・木材産業の持続的な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出につ

いて。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣に、林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書を提出したく、別紙のとおり意見書、先ほど事務局長が読み上げたとおりの意見書を提出します。

補足的には、山林は一度伐採されますと、造林として、植林から始まって、育林と、最低でも50年、60年の歳月の中で、繰り返し山林を持続するためには、どうしても持続可能な姿勢で取り組まなければなりません。私どもの一生のうちに2度の伐採はできないというものです。次の時代、子供たちに持続的、引き継ぎをつないでいくためにもこの意見書を提出しますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

以上をもって提案理由といたします。

よろしく御賛同ください。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第3号を採決します。

意見書案第3号林業・木材産業の持続可能な発展に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第4 意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について

---

○議長（本田 学君） 日程第4 意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読をしてもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災、減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応を初め長期化する感染症対策にも迫られ、

今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度、地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるように、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の久保議員から趣旨説明を求めます。

3番久保議員。

○3番（久保広幸君）〔登壇〕 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出につきまして、提案の趣旨を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染症が世界的に蔓延し、我が国は未曾有の経済喫緊に直面しております。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより、来年度においても、地方税や地方交付税などの一般財源の激減が懸念されております。地方自治体では、医療、福祉や教育、子育て支援の充実、地域の防災、減災対策と雇用対策、そして、長期化する感染症対策などに喫緊の対応が求められており、それらに必要となる財政需要は増大の一途をたどっております。

このようなことから、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想されております。

したがいまして、令和3年度の地方財政計画においては、地方が責任持って地方創生や人口減少対策を初め新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた緊急事態措置や経済活動の自粛により大きな打撃を受けている地域経済の活性化など、さまざまな行政サービスを十分に担えるよう、安定的な地方財政の運営に必要な財源を確保、充実すべきであります。

よって、ただいまの議会事務局長朗読のとおり、地方交付税及び臨時財政対策債償還財源など、一般財源総額の確保を衆参両院議長並びに内閣総理大臣を初めとする関係大臣に強く求めるものであります。

議員の皆様には、ぜひともこの提案の趣旨に御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第4号を採決します。

意見書案第4号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第5 意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出について

---

○議長（本田 学君） 日程第5 意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

事務局長に意見書の本文を朗読をしてもらいます。

○事務局長（庄野勝政君） 北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は、食産業や観光業、農林水産業など、幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取り組みを継続しながら、経済活動との両立を図ることや、復興に向けた取り組みを加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不

可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から、住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流、観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2、高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4、道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保もすること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、泊発電所周辺の道路は、複合災害発生時における避難道路としての機能も有していることから、こうした道路の事業について、国の負担割合を引き上げるとともに、早急な整備と適切な管理を図るために、必要な予算を別枠で確保すること。

7、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月。

北海道足寄郡陸別町議会議長、本田学。

以上です。

○議長（本田 学君） 提出者の渡辺議員から趣旨説明を求めます。

7番渡辺議員。

○7番（渡辺三義君）〔登壇〕 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について。

ただいま事務局長が朗読いたしました国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出に当たりまして、趣旨説明をさせていただきます。

本提出に当たりましては、議会運営委員会の中で協議を行いまして、皆さん、委員全員の賛成をいただきました。また、議員協議会においても、ただいま説明をさせていただいているところでございます。

意見書でも述べておりましたが、北海道は自然環境を財産にして、新鮮な食など、多様な魅力を持ち、国内外より訪れる観光客の増加が続いておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症によりまして、拡大の影響、また、本道の経済である食産業、観光、農林水産業などにも、幅広い分野において、現在、大きな打撃を受けております。

今後におきましては、感染抑制の取り組みを継続しまして、経済活動の両立を図りながら、北海道の強みである食と観光に関する地域が持つ潜在力が最大限発揮できるようにしていかなければなりません。

そのためには、道路網の整備等は本当に必要不可欠でありまして、特に道路を結ぶ高規格幹線道路ネットワーク網の早期実現に向けた機能が求められております。

また、道内の道路環境は、本州と比べまして、冬期間の維持管理及び道路施設の老朽化対策など、さまざまな課題解消に向けた早期取り組みが必要であります。

よって、国及び地方財政は依然として厳しい状況下にあります。新型コロナウイルス収束後の物流、観光を初めとする経済活動の復興における道路の重要性を踏まえて、より一層の道路整備の推進と管理の充実に強化が図られるよう、このたび要望するものであります。

このことから、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣を初め各大臣に対しまして意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の賛同をお願いし、私の趣旨説明といたします。

○議長（本田 学君） お諮りします。

本意見書案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認め、意見書案第5号を採決します。

意見書案第5号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査について

---

○議長（本田 学君） 日程第6 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会、総務常任委員会及び産業常任委員会の委員長から、会議規則第75条の規定による申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の議決

---

○議長（本田 学君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（本田 学君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長（本田 学君） これで、本日の会議を閉じます。

令和2年陸別町議会9月定例会を閉会します。

閉会 午後 4時13分

以上、地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議長

議員

議員